平成 23 年度業務実績報告書

平成 24 年 6 月



Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構の概要

1. 第二期中期目標期間 平成 21 年 4 月 1 日~平成 26 年 3 月 31 日

2. 目的・業務の内容

(1)目的

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。(独立行政法人環境再生保全機構法(以下「機構法」という。)第3条)

(2)業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務(公害健康被害補償業務)(機構法 第10条第1項第1号)
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務(公害健康 被害予防事業)(機構法 第10条第1項第2号)
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務(地球環境基金業務)(機構法 第10条第1項第3号及び第4号)
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務 (PCB廃棄物処理助成事業) (機構法 第10条第1項第5号)
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の五第3項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務(最終処分場維持管理積立金管理業務) (機構法 第10条第1項第6号)
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、特別事業主から の拠出金の徴収業務(石綿健康被害救済業務)(機構法 第10条第1項第7号)
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務(機構法 第10条第1項第8号)
- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務(債権管理・回収 業務)(機構法 附則第7条第1項第2号及び第3号)
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理 及び提供並びに研修を行うこと(機構法 第10条第2項)

目 次

見直し基本方針等への対応状況・・・・・・・・・・・・・・・ i	
東日本大震災への対応状況について・・・・・・・・・・・・・ ix	
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する	
目標を達成するためとるべき措置	
<公害健康被害補償業務>	
1. 汚染負荷量賦課金の徴収・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
2. 都道府県等に対する納付金の納付・・・・・・・・・・・・ 8	
<公害健康被害予防事業>	
1. 収入の安定的な確保と事業の重点化・・・・・・・・・・・11	
2. ニーズの把握と事業内容の改善・・・・・・・・・・・・13	
3.調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 7	
4. 知識の普及及び情報提供の実施・・・・・・・・・・・・・20	
5. 研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26	
6. 助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29	
<地球環境基金業務>	
1. 助成事業に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・32	
2. 振興事業に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40	
3. 地球環境基金の運用等について・・・・・・・・・・・・42	
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>・・・・・・・・45	
<維持管理積立金の管理業務>・・・・・・・・・・・・・・・・47	
<石綿健康被害救済業務>	
1. 石綿健康被害救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施・・・・49	
2. 制度運営の円滑化等・・・・・・・・・・・・・・・・53	
3. 認定・支給の適正な実施・・・・・・・・・・・・・・57	
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築・・・・・・・・・・・・67	
5. 救済給付費用の徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	
6. 救済制度の見直しへの対応・・・・・・・・・・・・ 7 0	
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1.組織運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2	
2. 業務運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76	
3. 業務における環境配慮・・・・・・・・・・・・・・・・83	

Ш		予	算	(,	人化	牛	費	を	含	む),	4	又 5	支言	+[可及	2て	人员	至金	产言	+[回。		•	•		•								•	8	5
	1		予	算	-	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•		•				•	•	8	8
	2		収	支	† [亘	•	•		•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	9	1
	3		資	金	† [亘	•	•		•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	9	4
	4		承	継:	業系	劉	= 1	系	る	債	権		債	務	の	適	切	な	処	理															1	0	0
IV	,	短	期	借.	ሊኗ	È (の	狠	度	額					•							•		•											1	0	4
V		重	要	なり	材点	童(か	処:	分	等	に	関	す	る	計	画	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	1	0	5
V	[剰	余	金(の位	吏i	金		•	•		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•		•		•		•	1	0	6
VI	[そ	- ග	他:	主剂	务1	省	令 [·]	で	定	め	る	業	務	運	営	に	関	す	る	事	項															
	1		施	設	及で	١	设值	備	こ	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	1	0	7
	2		人	事	こほ	月	す.	るi	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	8
	3		積	立:	金0	ひり	処:	分	こ	関	す	る	事	項	•	•	•	•			•	•		•	•		•	•		•				•	1	1	0
	4		そ	の1	也主	当言	亥	中	期	目	標	を	達	成	す	る	た	め	に	必	要	な	事	項	•		•	•		•				•	1	1	1
	_	_	; >																																		
年	度	計	画	数值	直目	∃柞	票	達	戍	状	況		覧	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	1	1	2

見直し基本方針等への対応状況

●事務・事業

<公害健康被害補償業務>

【指摘事項等】

・効果的な実地調査の実施に向けた取組がどのようにされているかについて明らかにする。

【該当項目】

・納付金のオンライン申請については、未導入の理由を詳細に分析し、全ての都道 府県がオンライン申請を導入できるようさらなる努力を期待する。

評価書

【対応状況】

・「汚染負荷量賦課金に係る実地調査等事務取扱達」に基づいて、一定規模以上の主要業種の事業所の中から申告書類を審査し、現地で申告内容を確認する必要があるものを抽出するとともに、地域、業種に偏った実地調査とならないようバランス等にも考慮し 63 事業所を選定した。

また、実地調査に必要とする製造工程やばい煙発生施設等の設置状況及び硫黄酸化物排出工程の把握など、効率的な実施調査を行うための事前準備を実施した。

・納付金に係るオンライン申請を促進するため、未導入の都道府県等に対して、文書による導入の依頼(平成23年8月)を行った。また、担当課長及び情報セキュリティ責任者に対し未導入の主な理由であったセキュリティ対策について、情報セキュリティに対する機構の取り組み、暗号化通信及び納付業務システムについての説明を行うとともに、オンライン申請導入の依頼を行った。その結果、全ての都道府県等においてオンライン申請とすることができた。

【指摘事項等】

・汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的 な指導等を行いつつ、効率的に実施する。(22 年度から実施)

【該当項目】

基本方針

【対応状況】

- ・委託商工会議所担当者に対し、納付義務者に対する適正な申告に向け、申告書の点検方法等の具体的な業 務内容について理解を深めるため研修会を開催した。
- ・納付義務者の理解を容易にするため、申告・納付説明会で使用するオンライン申告の手続きについての説 明資料では、画像を多用し、説明内容を充実させた。
- ・その結果、平成 23 年度のオンライン申告件数は約 500 件増加し、3,664 件となり、初めて用紙申告件数 3,122 件を上回ることができ、電子申告を行う事業所は 62.2%に達し、納付義務者等の事務処理の効率化 を図ることができた。また、申告額に係る収納率については、99%以上を維持した。

※該当項目

評価書: 平成22年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書(平成23年8月23日) 基本方針: 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日 閣議決定)

具体的取組:平成23年度業務実績評価の具体的取組について(平成24年5月21日)

<公害健康被害予防事業>

【指摘事項等】

- ・予防基金の運用について、一部の金融商品については、特定の条件下では利息収入が得られないため、今後は、金融商品の選定について見直す必要がある。
- ・研修事業など参加者の数は必ずしも十分に大きいとは言えず、事業参加者へのアンケート調査においては、特定の傾向を持つ調査結果に収れんする可能性が危惧され、参加者数の増加が必要である。
- ・調査研究における特許については、引き続き収益化の可能性について確認する必要があると思われる。
- ・知識普及事業について、参加者数から見ると、未だ不十分であり、今後も参加者 増加に対する対策が必要である。また、情報化のなかで、広報等については、イ ンターネット等の活用に重点を移行する等、最適な広報媒体の選択についての検 討が望まれる。
- ・研修について、受講者数は必ずしも多くはない。受講者数の伸び悩みに対する対 策は今後の重要な課題である。

【該当項目】

評価書

【対応状況】

- ・金融商品の選定においてご指摘のあった金融商品は、コーラブル円建外債であるが、これについては、平成 16 年 10 月以降、新たな購入は行っておらず、今後も特定の条件下では利息が得られないような金融商品は、選定しないこととしている。
- ・研修事業については、助成事業対象地域を管轄する 46 地方公共団体が実施するソフト 3 事業の従事者等を対象としており、参加者を増やすため、
 - (1) 患者団体等のニーズを踏まえた新たな研修コースの設定、
 - ②カリキュラム及び教材資料の見直しを毎年度行い、研修内容の充実を図る
 - ③研修2ヶ月前に地方公共団体へ再度の案内を発出する

などの対策を行った。

※22 年度:8 コース、受講者数 436 人、23 年度:11 コース、受講者数 460 人

- ・平成 24 年 3 月末現在の保有特許件数 5 件については、収益化する見込みはないが、将来における収益化の可能性を共同保有者に随時確認している。なお、当該特許権は、平成 28 年度中までに全て期間満了となる。
- ・知識普及事業については、参加者や地方公共団体からのニーズを的確に踏まえた結果、前年度に対し参加者を増加することができたが、引き続き、事業参加者からのアンケートや関連団体等との意見交換を行いニーズの把握と事業への適切な反映を継続的に行っていく。

※講演会(22 年度: 6 開催、参加者数 789 人、23 年度: 12 開催、参加者数 1,310 人)講習会(22 年度: 15 開催、参加者数 1,455 人、23 年度: 17 開催、参加者数 1,795 人)

また、広報については、最適な広報媒体の選択に向け、参加者に対して開催を認知した情報源調査を実施したところであり、同調査(複数回答)によると、機構や地方公共団体のホームページ・メールマガジン等により開催を知った者の割合は最大で20.5%であり、チラシ・ポスター(32.1%~85.4%)や新聞広告・折り込チラシ(8.9%~48.8%)により開催を知った者が多かった。

以上の結果から、広報媒体としてのインターネット等の活用は重要であると考えるが、引き続き、最適な広報媒体の選択について検討を行っていくこととしている。

【指摘事項等】

- ●『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行なうとともに、以下の取組を実施する。(22年度から実施)
- ・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業等 を廃止する。
- ・ 地方公共団体への助成事業については、各メニューの必要性を精査し、予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。
- ・ 地方公共団体への助成は、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定 する。
- ・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確に こたえる事業内容に改善する。
- ■事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。(22 年度中に実施)

【該当項目】 基本方針

【対応状況】

・「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EC(※)及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難さについても指摘された。』とされているところ。

公害健康被害予防事業は、昭和 62 年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において、「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。

「そらプロジェクト」の調査結果や、平成22年度に実施した地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、事業内容にその結果を適切に反映するため、患者団体や関連学会、地方自治体と意見を交換する場を設置する。そこでの議論を踏まえて、予防事業が、ぜん息等の発症予防や健康回復に直接つながり、より効果の高い事業になるように事業内容等の見直しを行う。将来的にも、患者のニーズや事業実施効果を事業に反映できるよう、見直しを継続的に実施する。

なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、昨年度から実施を取りやめるなど、既に一部の事業の見直しを行っている。

XEC : Elemental carbon

- ●機構が直接実施する事業について
 - ・エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止した。
- ●地方公共団体が実施する事業への助成について
 - ア、「最新規制適合車代替促進事業」に対する助成を廃止した。

- イ、「ぜん息等に係る施設の整備※」に対する助成を廃止した。
 - ※ぜん息等に係る施設の整備

ぜん息等に関する専門外来診療部門に係る施設(診療室、検査室、X線室、待合室等)の新設、増設又 は改築

ウ.「小学校低学年及び高学年を対象としたぜん息キャンプ事業」における参加保護者を対象としたカリキュラム を実施できるよう措置した。

廃止した事業以外については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。

- ●地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定、交付要綱を改正し地方公共団体へ周知した。
- ●ぜん息患者の二一ズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、平成 22 年度にぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新の二一ズを把握するため、患者団体(公害地域再生センターなど5団体)、関連学会(日本アレルギー学会など3団体)の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局(名古屋市など8ヶ所)へのヒアリングを実施し、平成 23 年度には公害健康被害補償制度と関わりの深い患者団体及び NPO 法人としてぜん息・COPD の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体との意見交換を実施した。把握したニーズについては、今後の事業の見直しに反映している。

(把握したニーズ)

- ① 専門医への相談・交流機会の確保
- ② 就学期のぜん息患者のサポート
- ③ (ぜん息)患者教育スタッフの養成
- ④ 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成
- ⑤ 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の確保
- ⑥ 高齢患者に対する事業メニューの充実化
- ⑦ COPD に対する認知度の向上、重症化の防止
- ■医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。

平成22年度調査の集計結果及び平成23年度の中間集計結果において、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの改善、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認された。

なお、今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。

<地球環境基金業務>

【指摘事項等】

- ・研修・講座については、参加者数の少ないものもあり、今後とも、NGO・NPOの活動の調査結果及びアンケート調査を踏まえて研修内容を一層充実すべきである。
- ・基金について、H21年度と比較して寄付金額が減少しており、地球環境基金に相応しい寄付金等の獲得に今後も努める必要がある。額の拡大につながる具体策が検討され実施されることが望まれる。

【該当項目】

評価書

【対応状況】

- ・研修・講座内容の充実を図るため、研修・講座参加者のニーズ等をアンケート調査等により把握するとともに、研修・講座を企画運営した団体の実務者とミーティングを行い、効果的な研修・講座事業について意見交換を行った。また、第三者によるアドバイザー制度を導入し、複数の講座を視察して問題・課題等の抽出を行った。これらの意見・要望のうち有用なものは、研修・講座事業計画に反映させた。
- ・新聞・雑誌による広告など広報活動を強化するとともに、宅配便による不用物品等の買い取り価格のうち 任意の額を寄付することができるスマイルエコプログラムを新たに導入するなど寄付の拡大に努めたが、 震災の影響などによる大幅な寄付額の減少となった。

【指摘事項等】

・NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に基金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。(23年度から実施)

【該当項目】

基本方針

【対応状況】

・平成 23 年度募集案内の作成に当たり、環境政策上ニーズの高い地球温暖化防止などの活動に加え、生物 多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)のフォローアップに関連する活動や地球サミット 20 年の節目と なる「環境と開発に関する国連会議(RIO+20)」に関連する活動を特に重点的に支援するとともに、活動 が広範な国民参加や先駆性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を地球環境基金助 成専門委員会で決定した。

また、新聞・雑誌による広告など広報活動を強化するとともに、宅配便による不用物品等の買い取り価格のうち任意の額を寄付することができるスマイルエコプログラムを新たに導入するなど寄付の拡大に努めたが、震災の影響などによる大幅な寄付額の減少となった。

<PCB 廃棄物処理基金助成業務>

【指摘事項等】

・環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。 (22年度から実施)

【該当項目】

基本方針

【対応状況】

・環境省は、平成23年度及び平成24年度を重点取組期間とし、都道府県、政令市及び日本環境安全事業㈱に対し早期処理について協力要請を行っており、機構も環境省の施策を踏まえ本業務を適正に実施しているところである。

また、環境省は、平成 23 年 10 月 1 日に有識者からなる「PCB 廃棄物適正処理推進のための検討委員会」

を立ち上げ、1回/月、委員会を開催し、PCB廃棄物の適正な処理の推進と今後の対応について具体的な検討を進めている。

機構も本委員会に参加し、検討の推移を確認しつつ、日本環境安全事業㈱から提出される助成金の申請について、適正に審査し助成を行っている。

<最終処分場維持管理積立金管理業務>

【指摘事項等】

・本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適 正な管理・運用を行なう。(22年度から実施)

【該当項目】

基本方針

【対応状況】

・本積立金について、積立者に運用利息等の通知を行うとともに、安全性の確保を優先した運用を図るなど により適正な管理を行っている。

<石綿健康被害救済業務>

【指摘事項等】

・石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直 しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で 審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織を 見直す。(25年度までに実施)

【該当項目】

基本方針

【対応状況】

・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において審議されていた石綿健康被害救済制度の見直しについては、中央環境審議会の答申(平成23年6月)において「当面は現行の基本的な考え方を維持していく」とされ、石綿健康被害救済部の組織体制に大きな影響を与えることはなかった。なお、組織の見直しについては、業務の効率化等の観点から不断に検討を行っているところである。

<承継業務>

【指摘事項等】

・返済の確実性が見込まれない債権については、直轄による回収の計画的な実施、 サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。(23 年度から実施)

【該当項目】

基本方針

【対応状況】

・機構直轄で管理している債権については、随時現地調査を行うなど債権者の状況について的確に把握している。また、サービサーへの委託債権については、サービサーから回収状況を的確に把握するなど委託債権の状況に応じた打ち合わせを行い、回収方針に齟齬が生じないよう緊密な連携をとることによって、効率的な債権管理を実施し、弁済による回収額の増大に努めている。

●資産・運営等

<不要資産の国庫納付>

【指摘事項等】

【該当項目】

期限までの処分に向けた適切な対応を期待する。

評価書•基本方針

・戸塚宿舎を国庫返納する。(23年度以降実施)

【対応状況】

- ・戸塚宿舎に入居していた職員は、平成23年3月末までに全員が退居した。
- ・戸塚宿舎の国庫納付については、環境省、機構による合同の現地確認が行なわれることとなったなど、所要の調整を行うとともに、宿舎用地の国道利用を希望する国土交通省との数度の意見交換を行った。

<事務所等の見直し>

【指摘事項等】

【該当項目】

・本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体 の面積を大幅に縮減する。(25年度までに実施)

基本方針

【対応状況】

・外部会議室利用に際してのコスト等を検討するとともに、平成 25 年度末までに廃止予定である大阪支部 からの業務の引き継ぎ等を勘案しつつ、事務所面積の縮減について検討を開始した。

【指摘事項等】

【該当項目】

・大阪支部を廃止する。(25年度までに実施)

基本方針

【対応状況】

・平成 25 年度末までに廃止するためのスケジュールを作成するなど、具体的取組を開始した。

<人件費の見直し>

【指摘事項等】

【該当項目】

・管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施すると ともに、人件費全体の抑制を更に図る。(22年度から実施)

評価書・基本方針

【対応状況】

以下の取組みを実施した。

- 55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給(人事院勧告と同水準)
- ・ 本俸基準表の水準を 0.3%~0.5%引き下げ(人事院勧告は行政職俸給表(一)(40歳台以上 0.1%)及び指定職俸給表(0.2%)を引き下げ)
- 賞与支給割合を0.2ヶ月引き下げ(人事院勧告と同水準)
- 課の統合により管理職ポスト1減(22年8月実施済)

今後も引続きラスパイレス指数の引き下げに取り組む。

<組織体制の見直し>

【指摘事項等】

【該当項目】

・各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。(23年度から実施)

基本方針

【対応状況】

・各事業部で実施していた運用業務について、平成23年7月より経理部一元化を行い、効率化を図った。

<積立金の処分に関する状況>

【指摘事項等】

・「積立金の処分に関する事項」で、自己収入で取得した固定資産の減価償却はも ともと予定された使途であるが、今後は計画に明記することが望まれる。

【該当項目】

評価書

【対応状況】

・業務実績報告書本編の「平成23年度の重点事項」に記載した。

くその他>

【指摘事項等】

〇公益法人等に対する会費の支出について「独立行政法人が支出する会費の「見直 しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえ た見直しを促すアプローチ

【該当項目】

具体的取組

〇職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3 日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直しを促すアプローチ

【対応状況】

- ○予防事業において、日本アレルギー学会、日本呼吸器学会及び大気環境学会等へ参加することにより最新 の知見やガイドライン改定内容などを情報収集し、知識普及事業において提供しているパンフレット等の 内容や、研修事業におけるカリキュラムの内容に反映させているところである。今後、参加の必要性について見直しを行っていく。
- ○職員宿舎については必要な措置を検討する。

東日本大震災への対応状況について

事業名	対応状況
公害健康被害補償業務	■汚染負荷量賦課金の申告・納付期限の猶予及び申告納付説明会延期(被災地) (4月1日ホームページ上で告知) (4月14日対象者へ文書送付)
	■青森県と茨城県について申告・納付期限を平成23年7月29日とすることを決定(該当事業所に文書で通知するとともにホームページ(平成23年6月3日)
	で公表) ■岩手県、宮城県及び福島県の一部地域について申告・納付期限を平成 23
	年 9 月 30 日とすることを決定 (該当事業所に文書で通知するとともにホームページ(平成 23 年 8 月 5 日) で公表)
	■岩手県及び宮城県の一部地域について申告・納付期限を平成 23 年 12 月 15 日とすることを決定
	(該当事業所に文書で通知するとともにホームページ (平成 23 年 10 月 17 日) で公表)
	■宮城県の一部地域について申告・納付期限を平成24年4月2日とすることを決定 (該当事業所に文書で通知するとともにホームページ(平成24年2月3日)
	で公表) ■福島県の一部地域について申告・納付期限の延長措置を継続中
	(24 年度も引き続き延長)
公害健康被 害予防事業	■3 月及び 4 月に開催予定であった一般市民を対象とするぜん息の予防等 に関する知識普及事業 3 件について、参加者の安全等を考慮して延期若 しくは中止
	●参加申込者へ個別に通知するとともにホームページにより告知。 ・横浜市民呼吸器フォーラム (3月17日 中止の告知)
	・ぜん息などのアレルギー疾患をもつ児童・生徒のためのぜん息・アレルギーフォーラム(3月24日を8月21日に延期) ・第114回日本小児科学会との共催による市民公開講座(3月24日を
	7月31日に延期) ■ぜん息&慢性閉塞性肺疾患のための生活情報誌「すこやかライフ No. 38」
	(平成23年9月発行)において、東日本大震災被災地における医療問題等の取材をもとにぜん息・COPDに関する災害時の対応について特集し、情報発信した。
地球環境基	■NGOに対する助成金に係る書類の提出期限延長
金事業	第 5 回支払申請書の提出: 平成 23 年 3 月 31 日を同年 4 月 25 日に延長
	助成活動実績報告書の提出:平成 23 年 4 月 10 日を同年 5 月 20 日に延長
	(3月31日、対象者(青森県、岩手県、宮城県、福島県、山形県、茨城県
	に事務所の所在がある団体)に電話で告知) ■東日本大震災の復興に向けた環境保全活動を支援するため、特別助成と
	■東日本人辰火の復興に向けた環境休主活動を支援するため、特別助成と して平成24年1月20日に12件の交付決定を行った。
 石綿健康被	■被認定者(療養者)・申請者・請求者の安否確認
害救済業務	・被災県(青森、岩手、宮城、福島、茨城)に住所のある被認定者に

事業名	対応状況
	ついて、電話による安否確認を実施。 ※津波による死亡者(1 名)を除き生存を確認。 (平成 23 年 3 月 14 日~平成 23 年 5 月 27 日) ・被災県(青森、岩手、宮城、福島、茨城)に住所のある審査中の申請者・請求者を抽出し、電話による安否確認を実施、生存を確認済み。 (平成 23 年 3 月 22 日~6 月 10 日) ■被認定者(療養者)である証明書類(医療手帳)がなくても、医療機関において自己負担なしで受診可能となるよう、都道府県及び関係団体(日本医師会、日本薬剤師会等)に対し、公費負担医療等の取扱いについて周知等を実施。(平成 23 年 3 月 14 日、3 月 31 日) ■その他請求等に係る措置 ●環境省において下記 1~3 に関する申請・請求期限延長を決定。 1. 認定申請中に死亡した者の遺族等が行う決定申請 2. 医療費の請求 3. 葬祭料及び救済給付調整金の請求 (4 月 4 日ホームページ上で告知)
承継業務	■債権者に対する現地調査・ヒアリングの実施 ・震災の影響が懸念される債務者に対する被害状況等の調査を実施。 (平成23年3月14日~継続中。浦安地区、郡山地区、双葉地区等 の債務者に対し現地調査を実施) ■現地調査及びヒアリングによる債務者の状況調査を進め、償還猶予等 の措置については、各債務者の実情に応じて対応。(平成23年9月期 及び平成24年3月期の償還猶予等を承認した。)

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

平成 23 年度計画の概要

- 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持。
- 一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成 20 年度比 50%増の実地調査を 実施。
- 徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入札)において、平成20年度実績に比し7% 以上の削減。
- 申告・納付説明会で、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応。
- 説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映。
- 汚染負荷量賦課金専用ホームページの充実、必要に応じて汚染負荷量賦課金システム 等の見直し。
- 委託業務の監督、指導を行い、委託業務担当者研修会を開催。
- 汚染負荷量賦課金のオンライン申請の促進。

平成 23 年度の重点事項

- ・東日本大震災被災地域の納付義務者に配慮した申告指導の実施
- ・平成20年度比50%増(57事業所)の業種等を考慮した効果的な実地調査の実施
- ・オンライン申告の促進に向けた納付義務者及び各関係団体等への協力要請

平成 23 年度の業務実績

- (1) 汚染負荷量賦課金の公平な徴収
 - ①汚染負荷量賦課金の収納状況

東日本大震災の影響により収納率の低下が懸念されたが、納付義務者からの相談 及び質問事項等に対して丁寧な説明をすること等により、被災地域の納付義務者の 理解も得られ、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率を99%以上に維持した。

汚染負荷量賦課金の収納状況(平成24年3月末現在)

				計画額に対する	申告額に対する
年度	計画額(a)	申告額(b)	収納済額(c)	申告率(d)	収納率(e)
				(d=b/a*100)	(e=c/b*100)
亚古 00 左连	(38, 578, 875)	(38, 783, 848)	(38, 777, 322)	(100.5)	(99. 98)
平成 23 年度	36, 750, 904	37, 022, 564	37, 016, 865	100. 7	99. 98

(単位:千円、%)

※ () 書きは、平成22年度の数値。

(資料1 公害健康被害補償制度の概要(資料編P1))

(資料 2-① 汚染負荷量賦課金の申告件数及び申告額の年度別推移(資料編 P2))

(資料 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移(資料編 P2))

(資料 3 都道府県別汚染負荷量賦課金徴収決定状況(旧第一種地域)(資料編 P3))

②未申告事業所に対する申告督励の実施

平成23年度の納付義務者8,400事業所のうち、被災地域を除く7,694事業所の中から申告・納付期限の5月16日までに7,228件の申告があり、466事業所が未申告であったが、委託実施機関である商工会議所において6月14日まで申告督励を実施するとともに、機構においても、督励を実施した結果、356事業所が申告・納付に応じた。

(平成24年3月末現在)

区分	督励対象	申告・納付に	非該当		
	事業所数	応じた事業所数	事業所数		
商工会議所による督励	466 (558)	323 (384)	6 (0)		
(期限から 6/14 まで)	400 (338)	323 (304)	0 (0)		
機構による督励	137 (174)	33 (47)	4 (4)		
6/14~	137 (174)	33 (47)	4 (4)		
督励実施後	100 (123)	清算結了等によって消滅 25 (30)			
未申告事業所数	100 (123)	破産手続き開始、住所不明等 75 (93)			

- ※ ()書きは、平成22年度の数値。
- ※ 被災地域の申告状況は資料編に記載。

(資料 4-① 東日本大震災による納付義務者への対応、申告状況(資料編 P4))

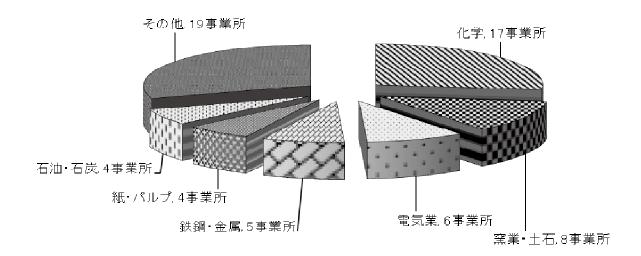
③実地調査の確実な実施

ア. 実地調査の事前準備

「汚染負荷量賦課金に係る実地調査等事務取扱達」に基づいて、一定規模以上の主要業種の事業所の中から申告書類を審査し、現地で申告内容を確認する必要があるものを抽出するとともに、地域、業種に偏った実地調査とならないようバランス等も考慮し63事業所を選定した。

また、実地調査に必要な製造工程やばい煙発生施設等の設置状況及び硫黄酸 化物排出工程等の資料を事前に入手し把握するなど、効率的な実施調査を行う ための事前準備を実施した。

平成 23 年度実地調査の業種別内訳



イ.実地調査

実地調査においては、事業所の担当者から製造工程及びばい煙発生施設等の説明を受け、これら施設の稼働状況等を確認するとともに、申告書作成の根拠となる原始帳票類(63 事業所×過去5年間分=315件)の精査、確認を行うなど、申告内容の調査を行った。

ウ. 実地調査の結果

63 事業所に対して実地調査を実施し、その結果、すべての事業所においてデータ改ざん等の事実は認められなかったが、転記誤り等があった 17 事業所 (62 件) については、修正、更正を行うよう指導した。

実地調査による修正・更正の状況(平成24年3月末現在)

区 分	修正、更正の理由	件数
修正増	計上誤り等による過小申告	36
更正減	計上誤り等による過大申告	26
正当		248
合 計		310

※ 315 件と 310 件の差 5 件 (1 事業所分) については、更正減の手続きを 24 年度に行う予定である。

(資料 5 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等(資料編 P7))

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

- ① 民間競争入札によって日本商工会議所と委託契約した徴収業務については、商工会議所において申告書等の点検及び未申告督励業務を委託業務に追加したことにより機構業務の効率化を図った。
- ② 東日本大震災の影響により委託徴収実施期間を延長(3月1日~6月14日までを3月1日~翌年3月31日までに延長)したが、委託先と連携して対応したことにより委託費は平成22年度と比べ若干増加したものの、平成20年度実績と比較し、8.45%の削減となった。

委託費の削減 (単位:円)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 20 年度比	
委託費(a)	委託費(b)	委託費(c)	委託費(d)	の差引額(e)	
	(平成 20 年度比削減率)	(平成 20 年度比削減率)	(平成 20 年度比削減率)	(e=a-d)	
195, 561, 047	180, 215, 984	179, 026, 017	179, 042, 971	16, 518, 076	
	(▲7.85%)	(▲8. 46%)	(▲8. 45%)		

(資料 6 徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容 (資料編 P9))

(3) 納付義務者に提供するサービスの向上及び委託商工会議所への指導

①申告・納付説明会、個別相談会における納付義務者への対応

平成 23 年度の申告・納付説明会は、東日本大震災の被災地域を除き通常どおり 4 月に開催した。

東日本大震災の被災 5 県については、納付義務者の被災状況の把握を実施するとともに、申告・納付期限が定まった被災地域での申告・納付説明会(6月~7月)では、個別相談会を実施し、質問や相談に丁寧に対応した。

(資料 4-① 東日本大震災による納付義務者への対応、申告状況(資料編 P4))

(資料7 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い(説明会時使用資料)

(資料編 P10))

(資料 8 平成 23 年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での対応について (資料編 P12))

②被災地の納付義務者への情報提供等

東日本大震災による被災地域の申告・納付期限の延長の情報及び案内文書(5回) を納付義務者に郵送し、あわせてホームページにおいても随時情報提供した。

(資料 4-①) 東日本大震災による納付義務者への対応、申告状況(資料編 P4))

(資料 4-② 青森県及び茨城県の事業者の皆様における平成 23 年度汚染負荷量賦課金の申告・納付期限の決定について(案内文書)(資料編 P5))

(資料 4-③ 公害健康被害の補償等に関する法律及び国税通則法の条文抜粋(資料編P6))

③納付義務者の要望等を踏まえた利便性の改善

- ア. 翌年度の申告の準備が早くできるよう雛型ファイルの早期ダウンロード(平成 23 年 12 月 9 日より)が可能となる改修を行い、オンライン申告を行う納付義務者 の利便性の向上を図った。(従前は 4 月以降)
- イ. 申告・納付の手続き等について、ホームページに掲載する情報や内容等を充実 させ、納付義務者がより理解しやすいものとなるよう改善を図った。

(資料 9 平成 24 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について (資料編 P13))

④委託業務の監督、指導及び委託業務担当者研修会の開催

委託商工会議所に対し、委託業務の監督、指導を丁寧に行ったことにより、業務 実施計画や事業実績等の報告業務を誤りなく実施させることができた。

また、委託商工会議所の担当者に対し、平成24年3月2日に申告書の点検方法等の具体的な業務内容について理解を深めるための研修会を実施した。

(4) オンライン申告の促進

- ① 納付義務者の本社等へのオンライン申告導入促進依頼を実施するとともに、実地調査時などの機会を活用して、役職者に対し直接オンライン申告導入促進依頼を行うなど積極的な促進を図った。
- ② 納付義務者の理解を容易にするため、申告・納付説明会で使用するオンライン申告の手続きについての説明資料においては画像を多用し、説明内容を充実させた。
- ③ 本年度も用紙申告、FD 申告の全ての事業所に対して、平成 24 年 2 月 1 日にオンライン申告への移行を促す依頼文書を発送した。
- ④ 各関係団体及び本社等へ直接働きかけを行うなどあらゆる機会を活用してオンライン申告導入を促進した結果、平成23年度のオンライン申告件数は約500件増加し、3,664件となり、初めて用紙申告件数3,122件を上回ることができ、電子申告を行う事業所は62.2%に達した。

区分		平成 21	年度	平成 22	! 年度	平成 23 年度			
<u> </u>	区 分	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比		
用紙	申告	3, 647	43. 7	3, 351	40. 3	3, 122	37. 8		
電子	申告	4, 695	56. 3	4, 962	59. 7	5, 144	62. 2		
F	D申告※	2, 198	26. 4	1, 810	21.8	1, 480	17. 9		
オ	ンライン申告	2, 497	29. 9	3, 152	37. 9	3, 664	44. 3		
î	合 計	8, 342	100. 0	8, 313	100.0	8, 266	100.0		

※ FD 申告とはフロッピーディスク等による申告である。

(資料 10 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い 平成 24 年 2 月 1 日 環機業第 1 号 (資料編 P14))

(資料 11 申告方式別申告事業所数の推移及び申告方式別の申告件数・申告金額 (年度末)(資料編 P17))

自己点検結果

- ① 東日本大震災の影響により収納率の低下が懸念されたが、納付義務者からの相談及び質問事項等に丁寧に対応すること等により、被災地域の納付義務者の理解も得られ、 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は99%以上を維持できた。平成24年度以降も 収納率99%以上の維持を図っていく。
- ② 東日本大震災の対応としては、各納付義務者へ電話による被災状況の把握、案内文書等による申告・納付期限の延長及び申告・納付説明会の開催について情報提供を行った。また、申告・納付説明会においては個別相談会を行うなど丁寧に対応した。

平成 24 年 3 月末現在で申告・納付期限未到来となっている福島県の一部地域の事業 所については、引き続き環境省と連携を図り、申告・納付期限が到来次第速やかに申 告・納付手続きが行えるよう環境を整えておく。

- ③ 汚染負荷量賦課金の適正な申告に向けて、平成 20 年度比 50%増(57 事業所)を上回る 63 事業所の実地調査を行い、計上誤り等を是正し、正しい申告となるよう申告指導を実施した。引き続き平成 20 年度比 50%増の実地調査を行い、丁寧な申告指導を行っていく。
- ④ オンライン申告を一層促進するため、
 - ア. 実地調査等あらゆる場面を活用し、導入依頼等を行った。
 - イ. 各関係団体等、事業所の多い納付義務者の本社等へ働きかけた。
 - ウ. 申告・納付説明会では、オンライン申告に重点を置いた説明内容とした。

等の方策を講じてきた結果、オンライン申告が平成 22 年度から約 500 件増加し、初めて用紙申告の件数を上回ることができた。今後もあらゆる場面を活用し、引き続きオンライン申告の一層の促進を働きかけていく。

⑤ 納付義務者の要望を踏まえて、従来は新年度の4月1日にならないとダウンロードできなかった算定様式の雛型ファイルを前年度の12月よりダウンロードできるようシステムを改修し、納付義務者の利便性の向上を図った。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

平成 23 年度計画の概要

- 必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引等の見直し、都道府県等の担当者への周知徹底。
- 都道府県等のニーズに対応した納付業務システムの改良。
- 現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施。
- 国及び都道府県等へ現地指導の結果に関する情報の提供。
- 現地指導や会議の場を利用し、オンライン申請の導入を促進。

平成 23 年度の重点事項

- ・納付金に係るオンライン申請の積極的な促進
- ・納付業務システムのセキュリティ強化を実施
- ・インフルエンザ予防接種費用助成事業への対応

平成 23 年度の業務実績

(1) 納付金に係るオンライン申請の促進

納付金に係るオンライン申請を促進するため、未導入の都道府県等に対して文書による導入依頼(平成23年8月)を行い、併せて担当課長及び情報セキュリティ責任者に対し直接に情報セキュリティに対する機構の取組、暗号化通信及び納付業務システムについての説明を行うなど、丁寧な働きかけを行った。

その結果、全ての都道府県等においてオンライン申請とすることができた。

納付金に係るオンライン申請の導入結果 (実施数/対象都道府県等数)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度
補償給付費納付金	78% (32/41)	100% (41/41)
公害保健福祉事業費納付金	74% (32/43)	100% (43/43)
合 計	76% (64/84)	100% (84/84)

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

①補償給付費納付金関係書類作成の手引の見直し等

補償給付費納付金関係書類作成の手引について、納付業務システムへの入力に関する補足説明や疑問点に係る留意事項を見直すとともに、担当者に対し丁寧な説明を行った結果、システムへの誤入力等を減らすことができた。

- ②納付業務システムの改良
 - ア. 都道府県等の使用上の安全性向上のため、情報の漏洩防止を目的とした暗号 化通信及びパスワードの高度化により、セキュリティの強化を図った。

イ. 公害保健福祉事業に新たに車いす支給事業が追加されたことに伴い、納付業務システムの改修等を行い、手順書を新たに作成するとともに、関係都道府県等へ通知し、担当者の事務効率化を図った。

③都道府県等への現地指導及び情報提供等

- ア. 現地指導については、原則3年に1回のサイクルで実施する基本方針に則り、 旧第一種地域は14都道府県等、第二種地域は2都道府県等で実施した。
- イ. 現地指導では、誤りの多く見受けられる死亡案件や療養手当に係る事務処理 状況を確認し、正しく事務処理がなされるよう指導を行った。
- ウ. 現地指導の結果について、事業を実施する上で参考となる事例を都道府県等 に情報提供するとともに、内容を取りまとめて、環境省に報告した。

(3) 都道府県等に対する補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金の納付実績

(単位:百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補償給付費納付金	54, 867	51, 740	49, 473	48, 201	46, 841
公害保健福祉事業費納付金	103	97	118	109	102
合 計	54, 970	51, 837	49, 591	48, 310	46, 943

(資料 12-1) 旧第一種被認定者数の年度別推移(資料編 P18))

(資料 12-②) 補償給付費納付金の年度別推移(資料編 P18))

(資料 13 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移(資料編 P19))

(4) 車いす支給事業への対応

新たに車いす支給事業が追加されたことを踏まえ、変更納付申請の事務手続きが 円滑に進められるように納付業務システムの改修等を行い手順書を新たに作成する とともに、関係都道府県等へ通知し、担当者の事務効率化を図った。

(5) インフルエンザ予防接種費用助成事業への対応

環境省において事業対象者が 65 歳以上から全年齢に拡大されたことに伴い、機構においても関係都道府県等と連携を密にし、変更納付申請の事務手続きが円滑に進められるように手順書を新たに作成するとともに、関係都道府県等へ通知し、担当者の事務効率化を図った。

自己点検結果

- ① 納付金に係るオンライン申請の促進について、都道府県等の担当課長及びセキュリティ責任者に直接オンライン申請に係る情報セキュリティ等に関する説明及び導入の依頼を行うなどの働きかけをした結果、全ての都道府県等においてオンライン申請を導入することができた。今後ともオンライン申請が100%維持されるよう都道府県等への指導に努めていく。
- ② 納付業務システムのセキュリティ強化、車いす支給事業及びインフルエンザ予防接種費用助成事業への速やかな対応など都道府県等への現地指導と情報提供を推進することにより、事務処理の効率化を図っていく。

公害健康被害予防事業

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

平成 23 年度計画の概要

- 公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき、安全かつ有利な運用。
- 自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用等により、収入の安定的な確保。
- 地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化・効率化。

平成 23 年度の重点事項

- ・公害健康被害予防事業の継続的、安定した実施を図るため、基金の安全かつ有利な運用 の実施
- ・助成事業において、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業(以下「ソフト3事業」という。)を優先的に採択
- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)(以下、「見直しの基本方針」という。)」等を踏まえた事業の見直し

(資料 14 公害健康被害予防事業の概要(資料編 P20))

平成 23 年度の業務実績

(1) 収入の安定的な確保

安全かつ有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金 の活用により、収入の安定的な確保を図った。

なお、計画額に対する決算額の減少は、主にコーラブル円建外債の途中償還によるものである。

(単位:百万円)

	:	平成 22 年度	=	平成 23 年度		
	計画額	決算額	平均利回 り(%)	計画額	決算額	平均利回 り (%)
基金運用収入	1, 058	1, 034	2. 30	1, 025	942	2. 09
補助金	200	200	_	200	200	_

(資料 15 公害健康被害予防基金の運用方針について(資料編 P21))

(資料 16 公害健康被害予防基金債券運用状況(資料編 P22))

(2) 事業の重点化・効率化

① 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業について、 地方公共団体の要望に全て対応できるよう、助成を行った。

(資料 17 平成 23 年度 ソフト 3 事業等実施状況 (資料編 P23))

② 「見直しの基本方針」を踏まえ、該当する各事業において見直しを行った。

(本編「2.(1)③患者等のニーズに基づき実施した事業」(P14))

(資料 18 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ(各府省・各法人における措置状況)(資料編 P24))

自己点検結果

(1) 運用収入の安定的な確保

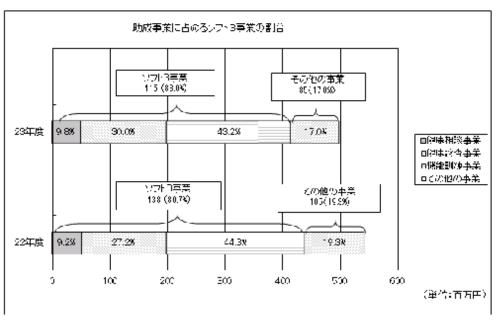
途中償還された円建外債については、国内債券により再運用し、収入を安定的に 確保することができた。今後とも安全で有利な運用に努める。

(2) 事業の重点化・効率化

- ① ソフト3事業に係る申請について優先的に採択し、助成を行った。
- ② 平成22年度に行った患者団体、関連学会等へのヒアリングにより把握した患者等のニーズを踏まえ、事業の見直しを進め、本年度実施した患者団体等との意見交換において、その内容がニーズに即したものとなっていることが確認された。

今後も、ぜん息・COPD 患者のニーズの的確な把握と事業への適切な反映を、継続的に行う仕組みを構築するための検討を進める。

(参考)



2. ニーズの把握と事業内容の改善

平成 23 年度計画の概要

- ぜん息患者等の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させ事業 を改善。
- ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続的に実施、専門家の評価・ 分析を踏まえた事業内容の改善を検討。
- 環境省が平成 22 年度まで実施した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」の調査結果を基に、環境省などとともに事業の見直しを検討。

平成 23 年度の重点事項

- ・ニーズの把握と事業への反映
- ・ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

平成 23 年度の業務実績

- (1) ニーズの把握と事業への反映
 - ①直轄事業参加者へのアンケート

知識普及事業や研修事業の参加者(6,686名)へのアンケート調査を実施し(回収率 75.1%)、各事業への満足度及び意見等を収集した。得られた意見等をもとに、より対象者のニーズを適切に反映する事業となるよう改善を図った。

(資料 19 平成 23 年度知識の普及事業実施状況詳細(資料編 P25))

(資料 20 平成 23 年度研修事業実施状況 (資料編 P31))

- ア、知識普及事業参加者へのアンケート等を踏まえた事業の改善
 - ・ぜん息児水泳記録会の参加対象者を中学生までに拡大するとともに、水泳記録 会の開始前の時間帯を利用して吸入実技指導を交えたミニセミナーを実施
 - ・NPO 法人等の知見を活用した情報発信事業の実施
 - ・大気環境の改善分野に関しては、対象別(事業者向け・一般市民向け)の講演会や、実車等の体験を伴う講習会等の実施
- イ、研修事業参加者へのアンケート等を踏まえた事業の改善
 - ・ソフト3事業の効果の把握・評価に関する講義を実施
 - ・ソフト3事業の事例紹介、事業実例を題材にしたグループ討議を実施
 - ・大気汚染の健康評価に関する疫学、PM2.5 に関する最新の知見等を取り入れたカリキュラムと大気浄化植樹事業に関するより一層の周知促進を目的に植樹事業関係者に対する研修を実施

(資料 21 ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望(資料編 P32))

②患者等のニーズを事業に適切に反映する仕組みの検討等

「見直しの基本方針」における「各独立行政法人について講ずべき措置(以下、「講ずべき措置」という。)」を踏まえ、公害健康被害補償制度と関わりの深い患者団体及び NPO 法人としてぜん息・COPD の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体との意見交換を実施した。

(資料 22 意見交換を実施した団体(資料編 P34))

③患者等のニーズに基づき実施した事業

「講ずべき措置」を踏まえ、平成22年度に実施した患者団体、関連学会の医学専門家、地方公共団体の環境保健部局など16機関に対して行ったヒアリングにより把握したニーズに基づき、以下の事業を実施した。

ヒアリングにより把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成23年度に実施した事業
・専門医への相談・交流機会の確保	 ・社団法人日本小児科学会と連携し、市民公開講座を開催(平成 23年7月31日) ・社団法人日本小児アレルギー学会と連携し、市民公開講座を開催(平成 23年10月30日)
・就学期のぜん息患者のサポート	・文部科学省、財団法人日本学校保健会と連携し、ぜん息等をもつ 児童・生徒及び養護教諭等を対象としたぜん息・アレルギーフォー ラムを開催 (関東:平成23年8月21日、関西:平成24年3月20日)
・(ぜん息)患者教育スタッフの養成	・ぜん息の患者教育等に従事する地域のコメディカルスタッフを養成するための研修を実施 (関東:平成 24 年 2 月 9,10 日、関西:平成 24 年 2 月 23,24 日)
・呼吸リハビリテーションを行う理 学療法士の養成	・日本呼吸ケア・リハビリテーション学会の協力を得て、理学療法 士等地域の呼吸リハビリテーション指導員を養成するための研修 を実施(平成 24 年 3 月 3, 4 日)
・思春期のぜん息患者を対象とする患者者育機会の提供	・ぜん息児水泳記録会プログラム開始前の時間帯を利用した「ミニセミナー(主として吸入指導)」の実施 (関東 平成23年10月23日、関西 平成23年9月25日)
・高齢患者に対する事業メニューの充実化	・行動範囲に制約のある高齢患者が参加可能な、訪問看護ステーションや地域のケアセンター等における出張型の講演会・講習会の形式を新設
・COPD に対する認知度の向上、重症 化の防止	・社団法人日本呼吸器学会等との協力による、COPD の基礎知識や発症予防対策などの内容を盛り込んだ一般成人向けの啓発用冊子「放っておくとコワイ肺の生活習慣病 COPD」の作成

(2) ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、平成 22 年度までの調査をとりまとめ地方公共団体にフィードバックするとともに、平成 23 年度も調査を継続し、事業内容の改善に向けた検討を進めた。

平成23年度調査の中間集計結果においても、事業参加前後の比較において、治療への取組の改善、学校等の欠席や行事不参加の減少等及び症状の軽減等の効果が確認された。

(資料 23-① ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び事業の改善に向けた検討状況(資料編 P35))

(資料 23-② ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告-抜粋 - (資料編 P36))

(3) そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の見直し

「見直しの基本方針」における「講ずべき措置」に対する「措置内容・理由等」 を踏まえ、「そらプロジェクト」の調査結果や、患者のニーズや事業実施効果の的確 な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象としたより効果的な事業を実施した。

- ・児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施
- ・ぜん息等をもつ児童・生徒及び養護教諭を対象としたぜん息・アレルギーフォー ラムの実施
- 幹線道路沿いの学校等に対する大気浄化植樹事業の一層の推進

(資料 18 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ(各府省・各法人における措置状況)(資料編 P24))

自己点検結果

- (1) ニーズの把握と事業への反映
 - ① 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者 の満足度が確認され、また、意見・要望が得られた。これらを踏まえ、今後該当す る事業において、対象者のニーズを適切に反映するよう改善する。
 - ② 公害健康被害補償制度と関わりの深い患者団体及び NPO 法人としてぜん息・COPD の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体並びに全国公害病患者 の会連合会との意見交換を通じ、現在の事業展開はおおむね患者のニーズに則した ものであることが確認できた。

また、各団体はそれぞれの特徴を活かし事業の計画段階から参画することを望んでおり、今後はこうした意向を事業に有効に反映していくことが課題である。

今後、ぜん息患者など事業対象者のニーズの把握と事業への適切な反映を継続的 に行う仕組みを構築するため、患者団体、関連学会及び地方公共団体等との調整を 進めていく。

- ③ 「見直しの基本方針」に基づき、引き続き、ぜん息患者等の新たなニーズに応える事業の改善に努める。
- (2) ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

対象 46 地方公共団体すべての協力を得、医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、ソフト3事業のすべての事業において、事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続することができた。

併せて、調査結果をもとにソフト3事業の実施状況に関する地方公共団体等へのアンケート調査や効果・効率性の高い事例の整理を行い、地方公共団体へ提供するための検討を行うなど事業内容の改善に向けた取組を行っていく。

(3) そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の見直しの検討

環境省が平成23年5月に公表した「そらプロジェクト」の取りまとめ結果を踏まえ、「そらプロジェクト」の調査結果や、患者のニーズや事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象としたより効果的な事業を実施した。

引き続き、より効果的な事業の実施に取り組んでいく。

3. 調査研究

平成 23 年度計画の概要

- 環境保健分野に係る調査研究について、継続3課題を実施するほか、23年度より開始 する課題について、公募により実施。
- 大気環境の改善分野に係る調査研究について、継続1課題を実施するほか、23年度よ り開始する 1 課題を公募により実施。
- ▶ 公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用し、課題の採択は、外部の有識者に よる評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定。
- 各調査研究課題の外部有識者による評価として年度評価を行うとともに、課題の終了 後には事後評価を実施し、その評価結果を次年度の研究内容や事業にフィードバック。
- 研究成果は、研究発表会等で公表し、機構のホームページ上で公開。

平成 23 年度の重点事項

- ・環境保健分野に係る調査研究について、助成対象地域における気管支ぜん息等の有症率 とその動向把握に関する新たな課題を公募により実施
- ・大気環境の改善分野に係る調査研究について、局地的な大気汚染の改善に係る施策の評 価手法に関する新たな課題を公募により実施
- ・調査研究に係る経理の適正化、透明性の確保

|平成 23 年度の業務実績

- (1)調査研究の公募による実施
 - ①環境保健分野に係る調査研究
 - ソフト3事業の事業実施効果の適切な把握及び事業内容の改善方法等に係る3 課題 16 件について、評価委員の年度評価を受け、前年度に引き続き実施した。
 - 公害健康被害予防事業助成対象地域における気管支ぜん息等の有症率とその動 向把握を課題とする調査研究を、機構ホームページ及び関係学会のホームページ 等を通じて公募したところ 7 件の応募があり、評価委員会による事前評価を経て、 3件を採択し実施した。課題の決定に要した日数は30日であった。

(平成 23 年 5 月 10 日締切り、平成 23 年 6 月 9 日決定)

- 次の課題に係る調査研究を平成24年度からの2年計画で実施するため、公募を 開始した(公告:平成24年3月29日)。
 - 〇「気管支ぜん息の発症予防に関する調査研究」
 - 〇「気管支ぜん息・COPD 患者の健康回復に関する調査」
 - 〇「気管支ぜん息の動向等に関する調査研究」
- (資料 24-1) 平成 23 年度新規環境保健調査研究課題の公募について(資料編 P40))
- (資料 24-②) 平成 24 年度新規環境保健調査研究課題の公募について(資料編 P41))
- (資料 25一① 平成 23 年度環境保健分野に係る調査研究概要(資料編 P44))

(資料 25-② 平成 23 年度環境保健分野に係る調査研究概要<新規研究課題>(資料編 P47))

②大気環境の改善分野に係る調査研究

- ・ 「一般ユーザーに対するエコドライブの普及による大気汚染の改善手法に関す る調査研究」について、評価委員の年度評価を受け、前年度に引き続き実施した。
- ・ 「局地的な大気汚染地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の削減対策もしくは対策効果の把握」の分野に係る調査研究を、機構ホームページ及び関係機関のホームページを通じて公募したところ、4件の応募があり、評価委員会による事前評価を経て、2件を採択し実施した。課題の決定に要した日数は57日であった。(平成23年6月30日締切り、平成23年8月26日決定)
- ・ 次の分野に係る調査研究を平成24年度からの2年計画で実施するため、公募を 開始した(公告:平成24年3月7日)。
 - ○「局地的な大気汚染の改善に係る施策の計画・評価に関する調査研究」
- (資料 24-3) 平成 23 年度新規環境改善調査研究課題の公募について (資料編 P42))
- (資料 24-④) 平成 24 年度新規環境改善調査研究課題の公募について(資料編 P43))
- (資料 25-3) 平成 23 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要(資料編 P48))

③経理の適正化、透明性の確保

- ・ 調査研究における適正な会計処理の実施を図るため、委託先の班会議の場を活 用して委託費の適正な執行について周知徹底を図った。
- ・ 委託先の会計担当者等を対象とした会計説明会を開催し、調査研究に係る事務 処理方針に基づく委託費に係る適正な執行及び精算手続き並びに購入物品に係る 機関の検収について改めて周知を行った。
- 委託先の支出証拠書類、帳簿及び納入物品の確認等に係る現地調査を実施した。

(2)調査研究の評価、研究成果の公表

① 環境保健分野では、平成 23 年度の調査研究のうち 1 課題 3 件について、平成 24 年 3 月 9 日に調査研究発表会を開催し、年度評価を行った。評価結果は次年度の計画に反映する。

(資料 26 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について(資料編 P50))

② 環境改善分野では、平成22年度の調査研究について、平成23年5月20日に調査研究発表会を開催、評価委員による年度評価及び事後評価を行った。年度評価の結果については、平成23年度の調査研究内容に反映した。

(資料 25-④ 平成 22 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要(資料編 P49)) (資料 26 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について(資料編 P50))

③ 平成22年度の調査研究成果を機構ホームページに公表するとともに、調査研究成

果集を作成し、関係地方公共団体のほか関係学会などに配付した。

(3) 特許等の保有状況

平成 24 年 3 月末現在の特許保有件数は 5 件 (当該特許権は、平成 28 年度中までに全て期間満了)であるが、これは旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において、各課題が終了した際、受託者が出願費用を負担して特許を出願したため権利が発生したものである。(権利維持費用も全て受託者が負担している。)

現在のところ、その特許が収益化する見込みはないが、将来における収益化の可能性については随時確認しているところである。

自己点検結果

(1)調査研究の公募による実施

環境保健分野及び大気環境の改善分野の調査研究について、ホームページ等を活用して広く公募し、各々外部有識者による事前評価を経て、環境保健分野については3件、大気環境の改善分野については2件の調査研究を、公募の締切日から60日以内に採択することができた。

(2)調査研究の評価、研究成果の公表

- ① 調査研究については、評価委員会による年度評価及び事後評価を行い、評価結果 を研究者等へフィードバックした。今後ともより良い研究を行うための評価等を適 切に実施する。
- ② 環境保健分野の調査研究については、平成23年度が第8期調査研究の最終年度となる。その成果は、今後パンフレット、マニュアルに取りまとめ、事業等への一層の活用を図る予定である。
- ③ 環境改善分野の調査研究については、平成21年度に終了した「エコドライブによる大気汚染物質の排出低減効果の定量的把握に関する調査」で得られた、エコドライブによる大気汚染物質(NOx, PM)等の排出低減効果を記載したパネルを作成し、地方公共団体等の要望に応じて、地方公共団体の主催する環境フェア等への貸与や、同内容を掲載したパンフレットの提供を行い、地域の大気環境改善に関する知識の普及に役立てることができた。

(3) 経理の適正化、透明性の確保

調査研究については、委託先を対象として委託費の適正な執行について指導を行うことができた。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

平成 23 年度計画の概要

- パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施。
- 参加者、利用者に対するアンケート調査を実施し、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。
- ホームページ等を活用し、各事業による最新の知見や情報を幅広く積極的に提供。

平成 23 年度の重点事項

- ・ニーズに沿った知識普及事業の実施
- ・ホームページを活用した情報提供の効果的な実施

平成 23 年度の業務実績

- (1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及
 - ①講演会の実施

地方公共団体からの開催要望を踏まえ、地方公共団体との共催による地域の患者 等を対象とした講演会を12箇所(6)11地方公共団体(6)において開催した。

※()は前年度実績

②講習会の実施

地方公共団体からの開催要望を踏まえ、地方公共団体との共催により、各地域の保健師、栄養士、保育士、養護教諭及び医師会医師等を対象とした講習会を 17 箇所 (15) 12 地方公共団体 (10) において開催した。

※()は前年度実績

③出張型講演会・講習会の新設

地域や対象者の事情に応じたきめ細かな対応を図るため、地域の拠点に赴いて実施する出張型の形式を新設し、地域全体への適正な知識の普及浸透に資するべく、 各地方公共団体に開催を働きかけた。

④市民公開講座の実施

ぜん息等の患者やその家族をはじめとした一般市民に対し、ガイドラインに基づく最新の標準的治療・管理に関する正しい知識の普及、専門医への相談及び交流機会を提供するため、日本小児科学会及び日本小児アレルギー学会との共催による市民公開講座をそれぞれ開催した。

⑤ぜん息・アレルギーフォーラムの実施

就学期のぜん息患者をサポートする観点から、ぜん息等をもつ児童・生徒とその 家族及び養護教諭等の教育・保育関係者等が一堂に会し、ぜん息などのアレルギー 疾患に関する適正な知識を共有し、家庭や学校における留意点等について考える機 会を提供するため、文部科学省及び財団法人日本学校保健会との連携によるぜん 息・アレルギーフォーラムを関東地区及び関西地区においてそれぞれ開催した。

⑥ぜん息・COPD 電話相談の実施

ぜん息・COPD 患者等の個々の事例に特化した相談に応えるぜん息・COPD 電話相談室を設置し、常勤相談員(看護師)及び非常勤相談員(医師:日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医)を配置して相談に応対した。6月から3月までの10ヶ月間の応対件数は883件であった。

開設期間:平成23年6月1日~平成24年3月31日(除:年末年始、祝日、土日) 電話受付時間:9:00~17:00

また、ぜん息・COPD 患者等に対する電話相談室のより一層の周知を図るため、アレルギーの日(2月20日)を中心に相談室の土日開設や開設時間帯の拡大等を行って広報活動等の充実を図った。

(資料 27 ぜん息・COPD 電話相談室開設時間の延長等及び広報活動(資料編 P53))

⑦ぜん息児水泳記録会の実施

地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象に、日頃の訓練の励みとし、自己管理の啓発・継続を図ることを目的とした水泳記録会を関西地区 (平成23年9月25日)及び関東地区(平成23年10月23日)で開催した。

今年度より、参加対象者を中学生にまで拡大するとともに、ぜん息児及びその保護者に対する保健指導の機会と思春期のぜん息患者に対する患者教育の機会として 水泳記録会を活用する観点から、水泳記録会プログラム開始前の時間帯を利用し、 希望者を対象に、吸入実技指導を交えたミニセミナーを実施した。

事業分類	対象	開催数	参加者	アンケート	上位2段階
争未刀規	刈 家	刑证奴	罗加伯	回答率	の評価
講演会	地域のぜん息・COPD 患者とそ	12 回	1310 人	73. 5%	90.9%
	の家族等	(6回)	(789 人)	(75. 5%)	(96. 1%)
講習会	保健師、保育士、養護教諭等	17 回	1795 人	85. 0%	95. 7%
		(15 回)	(1455 人)	(86.0%)	(91. 7%)
市民公開講座	ぜん息患者やその家族等地	2 回	377 人	57. 8%	94.0%
	域住民	(1回)	(161人)	(53. 4%)	(89.5%)
ぜん息・アレルギー	ぜん息をもつ児童・生徒とそ	2 回	510 人	55. 3%	92.6%
フォーラム	の家族、学校教育関係者等	(-)	(-)	(-)	(-)
ぜん息・COPD 電話相	ぜん息・COPD 患者とその家族	10 ヶ月	883 件	63. 3%	96. 1%
談	等	(12ヶ月)	(819件)	(72. 5%)	(96.8%)
水泳記録会	ぜん息を持つ児童・生徒	2 回	253 人	70. 8%	83. 2%
		(2回)	(345 人)	(72. 8%)	(92.0%)

()書きは前年度実績。

(資料 19 平成 23 年度 知識の普及事業実施状況詳細(資料編 P25))

⑧NPO 法人等の知見を活用した情報発信事業

- ・COPD 啓発リーフレット「放っておくとコワイ肺の生活習慣病 COPD」制作において、 NPO 法人の代表者が企画段階より参画
- ・地方公共団体の職員を対象としたフォローアップ研修において、財団法人の担当 者及び NPO 法人の代表者が講師として、当該法人が行っているぜん息・COPD 患者 への取組事例の紹介(3団体)
- ・ぜん息患者及びその家族等を対象とした講演会において、NPO 法人の代表者が講師として、「ぜん息などのアレルギー疾患を持つ児童とその家族」の視点から講演(2 団体)

(2) 大気環境改善に係る知識の普及

・平成23年度より、助成対象地方公共団体の要望に基づき、地方公共団体が推進する エコドライブ等の大気環境改善に資する施策に関する情報を提供することにより、 地域の大気環境の改善に係る知識の普及及び大気環境にやさしい行動の促進を図る ことを目的とした講演会(地域住民や事業者等を対象とする講義・事例紹介等)・講 習会(実車教習を取り入れたセミナー)を新たに実施することとし、地方公共団体 との共催により計15箇所で開催した。

事業分類	対象	開催数	参加者	アンケート 回答率	上位2段 階の評価
講演会	事業者等	(新規) 9回	881 人	80. 7%	83. 3%
神冲云	地域住民	(新規) 2回	153 人	70. 6%	85. 2%
講習会	一般市民、事業者等	(新規) 4回	64 人	96. 9%	98. 4%

(資料 19 平成 23 年度 知識の普及事業実施状況詳細(資料編 P25))

・また、調査研究の成果をもとに作成した「エコドライブ による大気汚染物質の排出 低減効果」のパネルを、地方公共団体等からの要望 13 件に応じて貸し出し、地域住 民への大気環境改善に関する知識の普及等に活用した。

(3) 啓発資料、患者教育用ツールの提供等

啓発資料等の提供

教育用ツール、啓発資料として機構が作成したパンフレット等を医療機関、地方公共団体(保健所、学校を含む)、事業者、患者個人等からの要望に応じて約582千部を提供した。

提供先	提供部数	活用の内容
国・地方公共団体 (保健所、学校含む)	217 千部	ソフト3事業の参加者に対する教育用ツール、講演 会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境 イベントにおける啓蒙資料
医療機関	272 千部	医療機関受診患者への患者教育・指導等
個人等	93 千部	自己管理等
計	582 千部	(環境保健分野 552 千部、環境改善分野 30 千部)

・患者のニーズを踏まえた啓発資料の新規作成、提供

患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズの一つである「COPD に対する認知度の向上、重症化の防止」に対応するため、社団法人日本呼吸器学会と連携し、医療、看護及び地域保健行政の専門家並びに患者の立場としての NPO 法人代表から成る編集委員会を設け、COPD の基礎知識や発症予防対策などの内容を盛り込んだ一般成人向けのリーフレット(「放っておくとコワイ肺の生活習慣病 COPD」)を計81,000部作成し、助成対象地方公共団体、予防事業対象地域内の日本呼吸器学会呼吸器専門医、医師会等へ提供した。

・ぜん息・COPD の最新の情報をとりまとめた生活情報誌「すこやかライフ」(第 38 号、 第 39 号)の作成、提供(年 2 回 各 50,000 部発行)

東日本大震災のぜん息・COPD 患者への影響等を教訓とする災害時の対応に関する特集や本年度行われた小児のぜん息等の予防・管理に関わる日本小児アレルギー学会のガイドラインの改訂に関する最新の情報などを、現場への取材を交えて編集し、発行した。

環境保健調査研究成果を活用した啓発資料の新規作成

ぜん息症状のコントロール状態把握の重要性の認識と実行を促すことにより患者の自己管理を支援するため、ぜん息の長期治療管理のコントロール状態を簡便に判定することができる設問票の普及啓発資料(「JPAC 設問票キット」)を製作した。

啓発資料の利用者拡大の取組

すこやかライフの読者、その他機構が発行するパンフレット等の利用者の一層の拡大を図るため、公立の図書館約 3,000 箇所に「すこやかライフ」を提供するとともに要望調査を行った。

大気環境改善に関する啓発資料の検討等

大気環境改善分野の事業見直しに伴い、環境改善分野のパンフレット類の整理を 進め、現在の事業内容にあわせてリニューアルし、大気環境改善に係る知識の普及 に活用する。本年度は、一般を対象とする啓発資料 (「大気を考える本 大気環境の ためにできること」) を製作した。

(4) ホームページによる情報提供

- ① 環境保健調査研究成果の一層の活用を図るため、調査研究事業における製作物の 紹介ページを新設し、提供情報を拡充した。
- ② 「見直しの基本方針」を受けた環境改善事業の見直しを踏まえ、「大気環境の情報館」の内容を更新するとともに、予防事業全体での情報提供を進めるため、「ぜん息などの情報館」と統合した。

(資料 28 平成 23 年度 ホームページアクセス状況 (資料編 P54))

自己点検結果

- (1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及
 - ① 地域住民、患者、患者の家族、地域や学校等で患者を指導する立場にある方々を対象として、ぜん息・COPD の専門医等による講演会・講習会の開催、パンフレットの作成・提供、ホームページによる情報提供及びぜん息・COPD 電話相談室の開設等を通じ、ぜん息・COPD の予防・管理に関する適正な知識を普及することができた。

また、下記の事業の実施を通じ、患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに応えることができた。

把握したニーズ	対応する事業等
専門医への相談・交流機会の提供	日本小児科学会、日本小児アレルギー学会との
	共催による市民公開講座の実施
就学期のぜん息患者のサポート	ぜん息などのアレルギーをもつ児童・生徒のた
	めのぜん息・アレルギーフォーラムの実施
思春期のぜん息患者を対象とする	ぜん息児水泳記録会プログラム開始前の時間帯
患者教育機会の提供	を利用したミニセミナーの実施
高齢患者に対する事業メニューの	行動範囲に制約のある高齢患者が参加できるよ
充実化	う出張型の講演会・講習会を新設
COPD に対する認知度の向上、重症化	(社)日本呼吸器学会等の協力による COPD の基
の防止	礎知識や発症予防対策などの内容を盛り込んだ
	一般成人向けの啓発用冊子「放っておくとコワ
	イ肺の生活習慣病 COPD」の作成

なお、各事業参加者の80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた事業は53件中50件であった。80%を下回った事業は、千葉市で行ったぜん息の予防等に関する講演会が73.6%、関東地区で行ったぜん息児水泳記録会(横浜国際プール)が79.5%、神戸市で行った事業者等を対象とした大気環境の改善に関する講演会が73.3%であった。

千葉市の講演会においては予定のプログラムを講師の意向を踏まえ、Q&A 中心の内容に急遽変更したことが、関東地区の水泳記録会においては東京 23 区外の会場で

あったことが、また神戸市の講演会においてはプログラムが活動事例の紹介のみであったことが評価に影響したものと思料する。

次年度の計画においては、今回の結果を開催希望地方公共団体等と共有し、参加 者の満足度の高い事業となるよう取り組む。

(2) 大気環境改善に係る知識の普及

大気環境の改善分野に関する講演会・講習会については、地方公共団体のニーズを踏まえ、対象別(事業者向け・一般市民向け)の講演会や、実車等の体験を伴う講習会等、各地域のニーズに応じた複数のメニューを用意することにより、地方公共団体や地域の個別のニーズにより即した取組を進めることが可能になるよう、改善を図ることができた。

(3) 啓発資料、患者教育用ツールの提供等

今年度は、すこやかライフの読者、その他機構が発行するパンフレット等の利用者の一層の拡大を図るため「すこやかライフ」を公立図書館へ提供するとともに要望調査を行った結果、提供した約3,000の図書館のうち236箇所から「すこやかライフ」継続送付の要望を得、このうち135箇所からは、さらに機構が発行している関連冊子提供の要望があった。

また、一部の図書館からは、「ぜん息などアレルギーに関する健康情報コーナーを 充実することができて有り難い」などの反響が得られた。

なお、平成23年度に、日本小児アレルギー学会のガイドラインが改訂されており、 その内容を反映した最新の情報提供を行うため、今後、該当するパンフレット等の 改訂を進める。

(4) ホームページによる情報提供

「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」のホームページを活用し、予 防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。

5. 研修の実施

平成 23 年度計画の概要

- 地方公共団体の各事業従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施。
- 研修ニーズを把握し、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る。

平成 23 年度の重点事項

・受講者のニーズ、専門家の意見及び患者等のニーズを踏まえた研修の充実化

平成 23 年度の業務実績

(1) 研修の実施

①地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者を対象とする研修

予防事業従事者理解度、技能の習熟のためにも、より多くの方々に研修を受講いただくことが重要であることから、以下のとおり、研修の充実化や研修プログラムの試行的導入、研修案内の通知の充実化などの対策を講じた。

ア. 環境保健分野の研修

- ・ 地方公共団体が実施するソフト3事業(助成対象地方公共団体数:46)の従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、6コースの研修を実施した。
- ・ 実施に当たり、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ等を踏まえ、ソフト3事業の事例紹介や事業効果の評価に関する講義を取り入れるなど充実化を 図った。

ニーズ等	対応
ソフト3事業の効果につい	ソフト3事業の効果の把握・評価に関する講義を
て知りたい	機能訓練研修、保健指導研修で実施
他の地方公共団体の取組を	ソフト3事業の事例紹介を初任者研修、機能訓練
知りたい	研修及び保健指導研修で実施
	地方公共団体における事業実例を題材とするグ
	ループ討議を機能訓練研修及びフォローアップ
	研修で実施

- ・ 地方公共団体における機能訓練事業の企画・立案、スタッフ育成の強化に資する観点から、専門医療機関が主体となって実施するぜん息キャンプにスタッフとして参加する体験型のカリキュラムを、機能訓練研修において試行的に導入した。
- 予防事業従事者の研修の受講機会の拡大を図るため、年度初めに研修計画や 各研修のカリキュラム内容を地方公共団体へ案内し、計画的に受講できるよう

周知を行うとともに、各研修 2 ヶ月前には再度案内を行い、追加要望に関する 周知を行った。

また、事業の現場の従事者などにも研修受講の機会を提供するため、予防事業担当窓口に加え、保健所などの事業現場の担当部署に対して直接周知を行った。

			平成 23	3 年度		平成 22 年度
研修コース		実施時期	受講者数 (人)	アンケート 回答率(%)	上位2段階の 評価(%)	受講者数 (人)
初任	者研修	H23. 6. 9、10	52	96. 2	96.0%	65
紬 桦	水泳訓練教室	H23. 6. 22-24	30	86. 7	100.0	
練機 研能 修訓	ぜん息キャンプ	H23. 7. 6-8	29	86. 2	96. 0	54
1 参訓	ぜん息キャンプ体験型	H23. 8. 26-28	3	100.0	100.0	
保健:	指導研修(小児)	H23. 9. 7-9	62	90. 3	96. 4	68
保健:	指導研修(成人)	H23. 10. 5-7	39	92. 3	97. 2	46
フォ	ローアップ研修	H23. 11. 10、11	27	85. 2	95. 7	25

- ※保健指導研修については、平成22年度受講者数は、「東日本」「西日本」の2会場の合計値。平成23年度は、1会場(「西日本」)のみの数値。
- ※ぜん息キャンプ体験型は、専門医療機関が主体となって実施するぜん息キャンプに、地方公共団体の職員等がスタッフとして参加するものであり、参加対象とする医療機関のぜん息キャンプの運営上、多くの研修生を参加させることは困難。

イ. 環境改善分野の研修

- ・ 助成対象地方公共団体において環境改善事業に従事する者を対象とする大気 環境改善に関する研修を実施した。
- ・ 実施に当たっては、前年度受講者アンケートにおけるニーズ及び最新の大気 環境改善分野に関する国等の動向や知見等を踏まえ、大気汚染の健康影響に関 する疫学、PM2.5 に関する最新の知見等を取り入れてカリキュラムを構成した。
- ・ また、大気浄化植樹に関する知見を得る機会を求めるアンケート結果への対応や大気浄化植樹事業に関するより一層の周知促進を目的に、植樹事業関係者に対する研修を新たに実施した。

		平成 23 年度				
研修コース	実施時期	受講者数	アンケート	上位2段階の	受講者数	
	大心心的为	(人)	回答率(%)	評価 (%)	(人)	
環境改善研修	H24. 1. 19、20	72	88. 9	85. 9	88	
大気浄化植樹研修 (新規)	H24. 2. 17	27	85. 2	100.0	I	

②地域のコメディカルスタッフ等を対象とする研修

地域のコメディカルスタッフ(看護師、薬剤師、理学療法士、保健師等)を対象に、ぜん息・COPD 患者の指導に必要な知識、技術を修得する機会を提供し、地域に

おける患者指導の充実化に資するための研修を実施した。

③呼吸リハビリテーションを行う指導者を育成する研修

日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が行う呼吸リハビリテーション研修会に派遣する方式で実施した。受講予定人数より多くの参加希望があり、地域のリハビリテーション指導員の必要性が確認された。

なお、上記②、③の研修は、患者、医学専門家及び地方公共団体のニーズを踏まえ、平成22年度より新たに開始したものであり、実施に当たっては、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会及び日本呼吸ケア・リハビリテーション学会と協力・連携し、内容、広報等の充実化に努めた。

			平成 23	3 年度		平成 22 年度
研修コース		実施時期	受講者数 (人)	アンケート回答率(%)	上位2段階 の評価(%)	受講者数 (人)
ぜん息患者教育ス	関東	H24. 2. 9、10	51	94. 1	95. 8	71
タッフ養成研修	関西	H24. 2. 23、24	38	92. 1	97. 1	71
呼吸リハビリテーション指導		H24. 3. 3、4	30	86. 7	100. 0	19
者養成研修		1124. 0. 0. 4	30	00. 7	100.0	19

(資料 20 平成 23 年度 研修事業実施状況 (資料編 P31))

自己点検結果

- ・ 実施したすべての研修において、アンケート有効回答者の 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価が得られた。受講者へのアンケート等を通じて得られた意見・要望等は、今後の事業に適切に反映していく。
- ・ 機能訓練研修(ぜん息キャンプ)において試行導入した、専門医療機関が行うぜん息キャンプにスタッフとして参加する体験型のカリキュラムについては、受け入れ側の運営の都合上一度に多くの研修生の参加が困難な事情もあり、少数の参加となったが、受講者から好評が得られたことから、次年度も継続して実施する。
- ・ 平成 22 年度から開始した呼吸リハビリテーション指導者養成研修については、平成 22 年度は 20 名の枠に対し 33 件、平成 23 年度は 30 名の枠に対し 81 件の応募があり、地域におけるニーズが高いことが認められる。実施方法等を工夫し、これに十分に応えるよう準備を進める。
- ・ 研修効果をより高めるための研修実施時期の変更や、年度初めに年間の研修スケジュールを示して年度初めから一括して研修受講の受付を始め、加えて、各研修の実施の一定期間前に再周知する等、研修受講者の参加しやすさを考慮した募集時期・方法の変更等、受講者のニーズ等も踏まえた改善を行うことができた。
- ・ 参加者の増加を促すため、次年度研修計画を早期に策定し、地方公共団体等の研修対象者が、各研修の目的・内容を把握し、計画的に参加できるよう取り組む。

6. 助成事業

平成 23 年度計画の概要

- 環境保健分野に係る助成事業については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復 に直接つながる事業に引き続き重点化。
- 事業内容については、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及 び健康回復を図る。
- ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査を継続的に実施、専門家の評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討。
- 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映 しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施。

平成 23 年度の重点事項

・地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業への重点化

平成 23 年度の業務実績

(1) 助成事業

- ① 環境保健分野
 - ・地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択し、健康相談事業49百万円(50)、健康診査事業150百万円(148)、機能訓練事業216百万円(240)、ソフト3事業計415百万円(438)の助成を行った。

※()は前年度実績

(単位:人)

事	業名等	平成 22 年度	平成 23 年度
健康相談事業	相談参加人数	8, 978	9, 077
健康診査事業	指導対象リスク児数	166, 097	172, 393
機能訓練事業	事業参加延べ人数	34, 065	34, 369
4	計	209, 140	215, 839

・交付決定時以降、東日本大震災の影響等により中止された事業及び中止事業の代替として計画されている事業等に対する変更交付決定を行った。

②大気環境改善分野

大気浄化植樹(助成)事業について8百万円(7)の助成を行った。

※()は前年度実績

- (2) 助成対象地方公共団体に対する助成事業に関する情報提供等
 - ① 健康相談事業等の実施事例の提供(通知日:平成23年9月16日)

助成対象地方公共団体へのアンケート調査により把握した健康相談事業等の実施 事例(集団指導のテーマ、内容及び講師等の情報)を助成対象 46 地方公共団体へ提供した。併せて、機構が直轄事業として実施している講演会・講習会のテーマ及び 講師の情報を提供した。

② 助成事業の重点的推進の依頼(通知日:平成23年11月15日) 次の事業等の推進を働きかけた。

ア. 環境保健事業

- ・COPD に対する認知度の向上・重症化防止に関する事業、情報発信や実技と 講話をセットにした指導及び成人・高齢者等を対象とする事業(健康相談 事業)
- ・リスク児に対する指導(健康診査事業)
- ・東日本大震災等の影響により実施予定であった事業を中止しその代替として実施する健康相談事業又は機能訓練事業

イ.環境改善事業

- ・幹線道路沿道の特に子どもを対象とする施設(学校、幼稚園、保育所、児 童館等)への大気浄化植樹事業
- ③ 大気浄化植樹に関する情報提供(通知日:平成24年1月17日) 助成対象地方公共団体からの要望を踏まえ、過去に大気浄化植樹事業の対象とした施設の例等について情報提供した。

(3) 助成メニューの見直し

- ① 「見直しの基本方針」を踏まえ、助成事業については各メニューの必要性を精査 し、真に必要な事業に限定するとの観点から次の見直しを行った。
 - ア.「ぜん息等に係る施設の整備※」に対する助成の廃止 ぜん息の外来部門の新設・増設に対する助成について、近年の要望の状況等 に鑑み、役割の低下が認められるため。
 - イ.「小学校低学年及び高学年を対象としたぜん息キャンプ事業」における参加保 護者を対象としたカリキュラムを実施できるよう措置

就学期の患者のサポート、患者の自己管理支援の観点から、保護者への教育を通じ、家族が長期管理に関する知識・技術を修得することが有効と考えられるため。

※ぜん息等に係る施設の整備

ぜん息等に関する専門外来診療部門に係る施設(診療室、検査室、X線室、 待合室等)の新設、増設又は改築

② 上記の見直しに係る基準額の設定、交付要綱の改正を行い、地方公共団体へ周知

した。

ア. 地方公共団体への説明会開催

• 関東地区 平成 23 年 12 月 16 日

• 関西地区 平成 23 年 12 月 13 日

イ. 助成金交付要綱を改正

· 改正 平成 24 年 3 月 16 日 (施行 4 月 1 日)

・地方公共団体への周知 平成24年3月26日

(資料 17 平成 23 年度 ソフト 3 事業等実施状況 (資料編 P23))

自己点検結果

・ 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化して実施した。引き続き、関係地方公共団体と連携して、地域住民が参加しやすく、ぜん息等の発症予防及び健康回復に対応した、より効果的な事業の実施に努める。

- ・ 助成対象地方公共団体に対する助成事業に関する情報提供等によって、地域住民を対象とする健康相談事業等の事例や専門医の情報を提供するとともに、患者団体へのヒアリング等によって把握した患者ニーズの助成対象事業への反映を働きかけることができた。これらは、本年度の追加要望としてスパイロメータの整備助成につながり、呼吸機能の測定を取り入れた保健指導の実施に結びついた。また、平成 24 年度の事業として、大気浄化植樹事業の要望が複数の地方公共団体から新たに提出された。
- ・ 基準額の見直し、交付要綱の改正に当たっては、地方公共団体への説明会を開催し、 趣旨や内容を説明し確認する機会を設けたことにより、関係地方公共団体の協力・理解 を得ることができた。
- ・ 「見直しの基本方針」に則り、助成メニューの必要性の精査を継続する。

地球環境基金業務

1. 助成事業に係る事項

平成 23 年度計画の概要

- 助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととする。
- 地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催。
- 助成対象は、国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、海外の助成対象地域については、アジア太平洋地域を中心とする地域に重点化。
- 地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施。
- 助成金の支給に当たり、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間は 4週間以内。
- 第三者による委員会等により、助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査 し、結果を公表。
- 平成 22 年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映。
- 募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、平成 20年度の水準(それぞれ4月15日、7月2日)を維持。
- 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、助成金募集に係る説明会を開催。
- 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

平成 23 年度の重点事項

- 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上
- ・助成事業に関する周知・広報の強化

平成 23 年度業務実績

(1)助成先の固定化の回避

平成23年4月4日に開催した地球環境運営委員会の審議を経て、4月13日に助成 案件を内定、7月1日に161件の交付決定を行った。

- ① 平成23年度助成において、3年を超える継続採択案件は無かった。
- ② また、助成対象の裾野を広げるため、これまでに地球環境基金の助成を受けたことがない団体を対象とする発展助成を36件採択した。
- ③ 東日本大震災・原発事故及び国連持続可能な開発のための世界会議「リオ+20」の開催(平成24年6月)に関連する環境保全活動を支援するため、助成専門委員会(平成23年8月26日)で募集案内を審議し、特別助成として追加募集(募集期間:

9/12-10/17) した。

助成専門委員会の審議を経て 11 月 25 日に内定、平成 24 年 1 月 20 日に 18 件 (震災関連:12 件、リオ+20 関連:6 件)の交付決定を行った。なお、特別助成の助成期間は、最長 1 年 4 ヶ月 (平成 23 年 12 月より平成 25 年 3 月まで)である。

④ 平成24年度の助成金募集案内においても、一つの活動に対する助成継続年数は原則として3年以内とする旨を明記するとともに、発展助成を募集した。

<平成 22-24 年度地球環境基金助成金応募状況>

(単位:件、百万円)

年度	一般助成		一般助成 発展助成		計		特別助成	
十段	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 22 年度	280	1, 251	189	576	469	1, 827	_	_
平成 23 年度	254	1, 119	159	499	413	1, 618	71	140
平成 24 年度	263	1, 128	140	442	403	1, 570	17	74

[※] 平成24年度特別助成の応募は、平成23年度に交付決定した団体が対象である。

<平成 22-24 年度地球環境基金助成金実施状況>

(単位:件、百万円)

左由	一般	助成	発用	長助成		計	特別	l助成
年度	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 22 年度	117	386	36	72	153	458	_	_
平成 23 年度	125	441	36	89	161	530	18	31
平成 24 年度	129	455	38	92	167	547	23	104

[※]金額について、平成 22 年度は確定値、平成 23 年度は交付決定値、平成 24 年度 は内定値である。

※平成 24 年度特別助成については、平成 23 年度当初に一般助成として交付決定した「リオ+20」に関連した活動の 6 件を合わせた採択数である。

(2) 助成事業の周知広報

①地球環境基金助成金に係る周知広報

社会貢献及び環境保全活動に対する社会的な高まりから NGO・NPO も増えているので、全国 4,072 件の環境 NGO・NPO にお知らせしたほか、次の広報を行った。

- ア. 募集案内を作成し、直近 3 年間の助成団体、環境パートナーシップオフィス等中間支援組織・NPO サポートセンター、都道府県・政令指定都市環境部局、環境省・関係省庁及び地方事務所、新聞社(全国紙・地方紙)、全国の環境カウンセラー協会・国際交流協会・温暖化防止センターのほか、さらに幅広い団体に知らしめるために、地方放送局(501 箇所)、全国の社会福祉協議会(66 箇所)にも送付した(延べ1,696 箇所)。
- イ. 今年度は新たに助成金募集に係るチラシを作成し、上記機関・組織等におい

て棚置きを行った。

ウ. また、地球環境基金主催及び他の助成金運営団体と共同で、環境 NGO・NPO の数が多い地域及びこれまで一度も説明会を実施していない地域(5 箇所:大津市、沼津市、水戸市、高知市、長崎市)や助成実績が少ない地域(3 箇所:大分市、福岡市、旭川市)を対象に各地で助成金説明会を開催し、地球環境基金事業及び助成手続き等について説明した。

②特別助成に係る周知広報

平成23年9月に追加募集した特別助成について、説明会、相談会を開催した。特に被災地域の環境NGO・NPOには情報伝達が十分に行われないことに鑑み、被災地域における地方紙等報道機関に直接募集案内を送付するとともに、特別助成金の募集に係るチラシを作成し、中間支援組織、災害ボランティアセンター及び行政機関に送付し、広報の協力を求めた。

助成金説明会(大阪)の様子



<助成金説明会開催状況>

開催方法	開催場所
地球環境基金主催 5 箇所	盛岡市 (9/20、21)、仙台市 (9/26、27)、二本
(特別助成:相談会、説明会)	松市 (9/28)、いわき市 (9/29)、渋谷区 (9/30)
他の助成金運営団体と共同実施	東京都新宿区 (9/4)、大分市 (10/1)、福岡市
6 箇所	(10/2)、大津市(10/15)、札幌市(10/29)、
	沼津市 (11/5)
地球環境基金主催 6 箇所	旭川市(12/4)、水戸市(12/19)、渋谷区(12/15)、
(環境パートナーシップオフィス等と連携)	大阪市(12/21)、高知市(11/28)、長崎市(12/7)

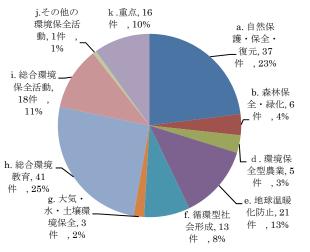
(3) 助成事業の重点化等

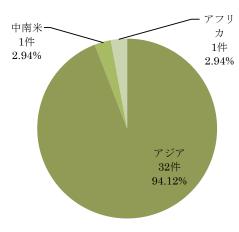
- ① 平成 23 年度助成について、助成専門委員会(平成 23 年 3 月 9 日)において国の政策目標等を勘案して策定された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行った結果、重点配慮事項の対象活動は 161 件中134 件(83.2%)となった。
- ② 海外の助成活動34件のうち、アセアン等のアジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は32件(94.1%)となった。
- ③ 平成 24 年度助成について、助成専門委員会(平成 23 年 11 月 18 日)において、 国の政策目標や社会情勢等を勘案し、地球温暖化防止、生物多様性保全の分野等に 加え、東日本大震災・原発事故に関連した環境保全活動についても引き続き支援す る重点配慮事項を決定した。

く参考>

平成23年度助成事業分野別件数

平成 23 年度助成事業海外助成件数





助成件数:161件

海外助成件数:34件

- (資料 29 地球環境基金助成金の推移(資料編 P55))
- (資料 30 平成 23 年度助成金重点項目別助成件数及び金額(資料編 P56))
- (資料 31 平成 23 年度助成金海外助成件数及び金額(資料編 P57))
- (資料 32 平成 24 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項 (資料編 P58))

(4) 助成事業に関する評価の実施

① 平成22年度に一般助成3年目となる知識の提供・普及啓発を行う活動で地球温暖化防止分野を中心とする5件の活動について事後(終了年次)評価を実施し、平成23年7月26日に開催した第1回評価専門委員会で評価結果を取りまとめ、評価対象団体にフィードバックするとともに、評価結果の概要を8月9日に機構ホームページで公表した。

<平成22年度事後(終了年次)評価結果>

	A 評価	B評価	C評価	D評価	E評価
件数	2	0	3	0	0

- ・評点A ⇒極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・評点B ⇒ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・評点C ⇒普通の水準・状況・結果である。
- ・評点D ⇒やや不満足な水準・状況・結果である。
- ・評点E ⇒極めて不十分な水準・状況・結果である。
- ② 平成 23 年度の事後(終了年次)評価について、上記評価専門委員会において、評

価対象活動が実践活動で活動分野が主に生物多様性保全分野の中から 5 件の活動を 選定し、平成 23 年 11 月~平成 24 年 2 月までの間に現地評価を実施した。

③ また、平成22年度事後(終了年次)評価の結果を踏まえ、助成専門委員会に対し、 平成23年度特別助成及び平成24年度助成金交付要望に当たっての提言を取りまと め、機構ホームページで公表した。

<助成専門委員会への提言の概要>

	提言内容	平成 23 年度特別助成・平成 24 年度募
		集案内への反映
1	確実で効果的な活動を実施するた	審査方針の要望審査の観点の「実施の
	めには、当該活動によって達成すべ	確実性」の項目に、「活動によって達成
	き目標が具体的なものとして設定	すべき具体的な目標が設定されている
	されている必要がある。	こと。」を加えた。
2	活動の計画に当たり、活動に従事す	募集要領において、交付要望の際の提
	る責任者、実施担当者、会計責任者	出書類に加え、「平成〇年度地球環境基
	等の団体の活動実施体制が整って	金助成金交付要望活動に係る実施体
	いることが活動の成果を上げる大	制」を必須資料とし、フォーマットを
	きな要因となる。	定めた。

- (資料 33 平成 22 年度事後(終了年次)評価結果及び平成 23 年度事後(終了年次)評価 実施状況(資料編 P60))
 - ④ 助成団体に対して毎年度活動終了時に自己評価シートの提出を求め、活動内容を確認しているほか、助成活動報告会を開催(10月22日、23日)し、一般助成の中間年(2年目)の全ての助成団体が活動報告を行い、評価専門委員を中心とするアドバイザーや他の助成団体等からより効果的な活動となるようアドバイスを行った。
 - ⑤ 平成 19 年度から 21 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた団体について、助成 事業実施後の活動状況についてフォローアップ調査を実施した。44 団体中、回答の あった 43 団体の調査の主な結果は、以下のとおりであり、助成活動の実施による波 及効果や組織運営面での効果があったことが伺える。

	回答項目	件数	割合
1)	活動の継続状況	39	90. 7%
	(うち、助成を受けた当時と同等以上の規模で実施)	(25)	(64. 1%)
2)	団体に対する行政や企業、住民等の信頼感・信用度が	26	60.5%
	増した		
3)	団体内の人材育成や活動を続ける自信につながり、組	21	48. 8%
	織が活性化した		
4)	他団体とのネットワークが構築された	22	51. 2%

※設問によって回答なしを除いた「有効回答数」で割合を表示。 (資料34 助成事業に関するフォローアップ調査について(資料編P62))

⑥ 平成23年度に助成した団体について、助成活動がメディアに取り上げられるなど、 次のような顕著な活動の成果が上げられた。

ア. オオタカ保護基金

サシバの生息状況調査、自然観察会、シンポジウムの開催、ホームページでのサシバなど猛禽類の生態の紹介などを通じ、地域住民がサシバの存在を知り、身近な自然環境に関心を持つきっかけとなった。また、地域行政の理解・協力も得られるようになり、サシバをシンボルとした商標を自治体に提案し、生物多様性地域戦略の一環として地域で作られる農産物等のブランド化の計画が具体的に検討されるまでに至った。助成活動を契機として地域行政や住民との協力関係を構築することができた本活動は、地域の社会・経済に貢献する生物多様性保全のモデルとなり得る事例となった。

イ. アースデイ東京

平成 24 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催される、「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」に対する日本国内での認知度を上げると共に、国民一人ひとりの環境問題に対する意識向上を図ることを目的とした活動である。当初 10 ヶ所でのイベント予定が、結果 30 箇所、延べ 11 万人以上の参加となった。更に、来場者の環境の思いを綴った「MY VOICE」は 1,400 件を数え、直接「リオ+20」の会場に届けられる予定であり、開催 1 年前イベントとしての成果だけでなく、日本国内において環境問題に対する意識改革に一石を投じるものであった。

(5) 利用者の利便性の向上

- ① 平成23年度助成について、内定を平成23年4月13日に、交付決定を同7月1日 に行った(参考:平成22年度:内定4月13日、交付決定7月2日)。
- ② 平成22年度に提供した支払申請Excelマクロファイルについて、内定団体説明会において利用方法の説明を行うとともに、機構ホームページに平成23年度版を公表した(利用率:82%)。利用した団体から、「支払申請処理が効率化できた」、「単純誤りがなくなった」と好評を得ている。
- ③ 平成 24 年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請 Excel マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。

- ④ 助成金交付要望書について、要望内容を分かりやすく記載できるよう様式を見直し、併せて記載例も工夫し、平成 24 年度募集案内について 11 月 18 日開催の助成専門委員会で審議の上、決定し、11 月 25 日に広く配布するとともに、機構ホームページに掲載した。なお、助成専門委員会は、特別助成の採択案の審議と併せて開催したため、平成 22 年度より 3 週間遅くなった(平成 22 年度:10 月 26 日)。
- ⑤ また、各種様式、助成団体の活動状況などを機構ホームページで掲載したほか、 環境 NGO・NPO 向け融資情報を更新するとともに、地球環境基金以外の環境分野の助 成金制度についても整理・更新し、助成金説明会等において提供した。
- ⑥ 助成金の支払申請に係る事務については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、 処理日数は中期計画の目標である4週間以内を達成している。

<平成 22-23 年度支払申請に係る事務処理日数>

年度	平成 22 年度	平成 23 年度
平均日数	25.41 日	25.30 日

自己点検結果

(1)情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上

平成23年度版支払申請Excelマクロファイルの利用率は極めて高く、助成団体の 事務処理の効率化だけでなく、機構の審査事務の効率化にもつながっている。また、 助成金支払申請処理日数も中期計画の目標である4週間以内を達成し、前年度より も平均日数を縮減することができた。

今後とも、助成団体等利用者の利便性の向上を図っていく。

(2) 助成事業に関する周知・広報の強化

平成 23 年度は東日本大震災・原発事故に関連した環境保全活動及び「リオ+20」に関連する活動を支援する特別助成を実施したことから、特別助成と通常助成の広報を行うこととなったが、それぞれに対応した周知・広報活動を行うことができた。

このような中、今年度から新たにチラシの作成による周知・広報を行い、広報先も拡充し、説明会の実施回数を増やすなど広報強化に努めた。

今後も、助成事業に関するアンケートの結果を確認しながら効果的な広報に努める。

(3) 事後(終了年次)評価結果の反映及び事業評価等

平成 22 年度事後(終了年次)評価結果を取りまとめ、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、特別助成募集案内、平成 24 年度募集案内に反映させることができた。

また、助成事業の実施を通じて、行政や企業等からの信頼感が上がり、組織が活性化したとする団体も少なくなく、助成活動の実施による着実な成果も上げられている。

今後も地球環境基金事業を通じて、環境 NGO・NPO による環境保全活動を一層支援していく。

2. 振興事業に係る事項

平成 23 年度計画の概要

- 動査事業は、国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業の講座等を活用し、民間団体等のニーズ調査を行う。
- 研修事業は、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業 に重点化。
- 受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けて改善。

平成 23 年度の重点事項

- ・環境 NGO・NPO の活動状況の詳細な把握と情報提供
- ・環境 NGO・NPO のニーズや参加のしやすさに配慮した研修・講座の見直し

平成 23 年度業務実績

(1)環境 NGO・NPO 活動状況の把握

環境 NGO・NPO の活動状況をより詳細に把握し、国・地方公共団体、環境 NGO・NPO 及び環境保全活動への参加を希望する者やこれらの活動を支援する団体等に情報を提供するため、地方環境パートナーシップオフィスを運営する中間支援組織等の協力を得て、平成 21 年度より 3 年計画で活動状況調査を実施している。

平成23年度は最終年度であり、当初計画では東北ブロックも行う予定であったが、 震災の影響を考慮し調査を見合わせ、中部・近畿ブロックの2地域で調査を実施し、 2,187件から回答を得ることができた。

また、平成 22 年度調査分(関東ブロック)については、機構ホームページ NGO・NPO 団体情報コーナーで公開した。

(2) 研修・講座の実施

① 研修・講座運営団体実務者によるミーティング(平成23年1月19日開催)における意見・要望等と研修・講座参加者の意見・要望、参加者数等を踏まえ、「平成23年度研修・講座計画:16講座」を立案し、効果的な提案のあった14講座を実施した。

<平成23年度計画における主な改善点>

- ア. 地域ワークショップと組織運営・出前講座の統合
- イ. レベルアップ研修の新設
- ② 研修・講座については、その実施結果の概要を機構ホームページで公開し、研修・

海外派遣研修(インドネシア)
(マングローブ情報センターでの視察・ 講義の様子)



講座に参加できなかった者に対する情報提供を行った。

- ③ 研修・講座参加者のアンケート調査における「有意義であった」との回答は、99.2% と高い評価を得た。
- ④ また、今年度より新たに研修・講座に係る改善点等の提言を得るため、環境保全活動の実績があり、かつ他の機関の研修事業検討委員に就任している外部専門家を研修・講座アドバイザーに選任し、試行的に 4 講座を対象に運営団体や参加者にヒアリング等を実施した。アドバイザーは⑤のミーティングにおける意見等の取りまとめも行っている。
- ⑤ 各研修・講座の参加者に対し研修ニーズ把握を行うとともに、昨年に引き続き研修・講座運営団体の実務者とのミーティングを行い、課題の抽出、意見・要望等を聴取した。上記②~④を踏まえて、平成24年度の研修・講座計画を策定した。

(資料 35 平成 23 年度研修·講座実施状況(資料編 P68))

(資料 36 平成 23 年度研修・講座参加者アンケート結果及び研修・講座運営団体からの意見・要望・提案等(資料編 P69))

自己点検結果

(1)環境 NGO・NPO 活動状況の把握

平成 21 年度から 3 年計画で実施している活動状況調査について、調査の最終年度となる平成 23 年度は、当初計画にあった東北ブロックの調査は見合わせたが、中部・近畿地域の調査ができ、最新の環境 NGO・NPO の活動情報を提供することができた。

(2) 研修・講座の実施

- ① 平成 23 年度研修・講座計画を 4 月に公表し、早期に企画募集等を行うことができた。募集した 16 講座に対し、応募がなかった 1 講座、効果的な企画書が提出されなかった 1 講座を除く計 14 講座を実施し、参加者より高い評価を受けることができた。なお、未実施となった 2 講座について、要因等を確認するとともに、仕様書等の内容や広報について見直すこととした。
- ② 研修・講座の参加者からの研修ニーズを確認するとともに、研修・講座運営団体による実務者ミーティングにおける意見・要望及び研修・講座アドバイザーの提言等を参考に、平成24年度の研修・講座計画を策定した。今後も、より効果的な研修事業とするため、受講者、運営者の意見・要望を把握するとともに、第三者の助言を得ながら事業を実施していく予定である。

3. 地球環境基金の運用等について

平成 23 年度計画の概要

- 地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る。
- 地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

平成 23 年度の重点事項

- ・地球環境基金についての広報募金活動の強化
- ・既存寄付者に対する報告・感謝の充実

平成 23 年度の業務実績

- (1) 広報募金活動等
 - ①広報募金活動
 - ・ 東京新聞の協力を得て、国際生物多様性の日(平成23年5月22日)に加え、平成24年度の助成事業の募集内容が決まった時期にも記事広告を掲載した(平成23年11月28日)。
 - ・ 新たに環境関連の情報誌「ソトコト」 の協力を得て、「ソトコト」3月号(特 集「社会貢献大特集ーボランティア 3.0」)に地球環境基金の記事広告を掲 載した。
 - ・ 「国営国民宿舎ガイド」(平成 23 年 6 月発行)に広告の掲載を行った。
 - 地球環境基金のニュースレターである地球環境基金便り第31号(特集「国際環境協力」)を9月に、第32号(特集:「環境とCSR」)を3月に発行した(各3万5千部)。

また、地球環境基金便りの発送先の 見直しを行うとともに、読者アンケー トはがきを料金受取人払郵便とした。



東京新聞(平成23年11月28日掲載)



ソトコト (2012年3月号掲載)

・ 平成 22 年度末に開始したブックオフオンライン(株)による「本 de 寄付」について、本格的な広報を行うため、チラシを作成し(5 月)、(財)国民公園協会が管理する皇居外苑、京都御苑、新宿御苑、(社)国民宿舎協会が運営する全国 119 か所の国民宿舎への設置依頼をするとともに、イベントでの広報を行った。

また、今年度新たに開始した「スマイル・エコ・プログラム」について、チラシ を作成し(11月)、イベントでの広報を行った。

- ・ (社)国民宿舎協会の協力により同協会のホームページに「本 de 寄付」のバナー 広告を掲出した (7月)。
- 清掃工場にパンフレットの設置協力を依頼し、一部の施設から協力を得た。
- ・ 「子ども霞が関見学デー」、「ウインターリゾート 2012」及び「エコプロダクツ 2011」へブース出展を行った。

②募金方法の拡大

・ ネットオフ㈱が行っている「スマイル・エコ・プログラム」の寄付先として、 新たにその対象となることができ、不要になった本や CD に加え、デジタル家電な どによる寄付を開始した(平成 23 年 11 月より)。

③既存寄付者に対する報告・感謝の充実

- ・ 寄付額が一定の基準を満たした寄付者に対して、感謝状(9件)を発行した。
- 手書きのメッセージ入りサンクスカードを添えて領収書を発送した。
- ・ 継続・高額寄付者に対して理事長及び担当理事が御礼のための訪問(13 件)を行った。

④ホームページの充実

新たに開始した「スマイル・エコ・プログラム」の紹介を行った。

⑤寄付額

平成 23 年度の寄付額は 42,780 千円であった (平成 24 年 3 月末現在)。

<寄付額の推移>

(単位:千円)

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
寄付額	68,633	76,598	85,179	81,794	42,780

(単位:件、百万円)

区分	政府	出資金	民間等出えん金		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 5~13 年度	16	9,400	4,488	4,207	4,504	13,607
平成 14 年度	0	0	475	13	475	13
平成 15 年度	0	0	392	13	392	13
平成 16 年度	0	0	875	15	875	15
平成 17 年度	0	0	372	14	372	14
平成 18 年度	0	0	665	51	665	51
平成 19 年度	0	0	738	69	738	69
平成 20 年度	0	0	566	77	566	77
平成 21 年度	0	0	632	85	632	85
平成 22 年度	0	0	893	82	893	82
平成 23 年度	0	0	677	43	677	43
累計	16	9,400	10,773	4,669	10,789	14,069

(資料 37 広報募金活動の取組状況(資料編 P70))

(2) 基金の運用

地球環境基金の運用方針に基づき、以下の運用を行った。

種類	金額(百万円)	利率(%)	預入日	期間
名古屋市公債	80	1. 063	平成 24 年 3 月 30 日	10 年

(資料 38 地球環境基金の運用方針について(資料編 P71))

自己点検結果

地球環境基金の知名度を上げるための広報活動の強化に努めているものの、昨年 3 月の 東日本大震災の影響により、地球環境基金への寄付額が減少したため、これまで行ってき た広報募金活動に加え、新たな寄付方法の導入など更なる広報募金活動の充実を図った。

今後とも、広報募金活動の強化を図って行きたい。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務

平成 23 年度計画の概要

● 助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表。

平成 23 年度の重点事項

・PCB 廃棄物処理のための助成の適正な実施と情報公開

平成 23 年度の業務実績

(1) PCB 廃棄物処理基金軽減事業への助成及び実施状況の公表

中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減のための助成金交付(軽減事業) を実施し、四半期ごとの実施状況を以下のとおり機構ホームページで公表した。

・平成23年8月、11月、2月及び5月(交付対象件数及び処理台数を公表)

また、公表内容へのアクセスがしやすくなるよう機構ホームページのトップページに「PCB 廃棄物処理助成業務」のアイコンを設け、事業概要などを直接見ることができるよう改修を行い、これに併せて、公表内容である処理実績についても年度毎に台数・金額を一覧にするなどの改善を図った(平成 23 年 5 月)。

(2) PCB 廃棄物処理基金振興事業への助成金の交付

平成23年度のPCB廃棄物の処理に関する研究促進のための助成金交付(振興事業) を実施し、実施状況を機構ホームページで公表した。

・研究テーマ:「大型トランス等の実際の PCB 廃棄物を使用した気化溶剤循環抜油・ 洗浄の実証試験」

<参考-1:平成22年度及び平成23年度軽減事業、振興事業の実績>

(単位:件、台、千円)

区分	平成 22 年度			平成 23 年度		
区刀	件数	台数	金額	件数	台数	金額
軽減事業	3,065	7,684	1,464,243	3,840	9,212	1,716,218
振興事業			79,800			41,895

<参考-2:拠出状況> (単位:千円)

年度区分	国	都道府県	民間出えん金
平成 13~18 年度	12,000,000	12,000,000	480,800
平成 19 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 20 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 21 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 22 年度	2,000,000	1,861,000	0
平成 23 年度	1,500,000	1,395,750	0
累計額	21,500,000	21,256,750	480,800

(資料 39 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について (資料編 P72))

(資料 40 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金の運用方針について (資料編 P74))

自己点検結果

PCB 廃棄物処理基金助成金に係る軽減事業及び振興事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表することができた。

今後も適正な助成金の交付を実施するとともに、交付状況を機構ホームページで公表する。

維持管理積立金の管理業務

平成 23 年度計画の概要

- 安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた 適切な運用。
- 本積立金の積立者に対し、運用利息額等を定期的に通知。

平成 23 年度の重点事項

・維持管理積立金の適正な管理及び取戻し状況に応じた適切な運用

平成 23 年度の業務実績

(1)維持管理積立金の適切な運用

維持管理積立金について、運用方針に基づき、平成23年度において最終処分場の 埋立て終了等に伴う取戻しの状況に応じ安全性の確保を最優先して、以下の運用を 行った。

<維持管理積立金運用状況>

種類	額面金額(百万円)	利回り (%)	購入日	償還日
国庫短期証券	20, 000	0. 1113	H23. 6. 29	H24. 6. 20
国庫短期証券	6, 500	0. 1130	H23. 6. 29	H24. 6. 20
利付国債	11, 200	0. 1	H23. 10. 19	H25. 10. 15
計	37, 700	_	_	_

(2)維持管理積立金の適正な管理

維持管理積立金積立者に対して預り証の発行を行うとともに、最終処分場設置者の許可権者(92団体)に対し、平成22年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し 状況を通知した(6月)。

また、維持管理積立金積立者に対し、運用利息の通知を行い(4月)、利息払渡請求書に基づき、利息の払渡しを行った。

平成23年度の維持管理積立金について、許可権者からの算定額の通知が送付され次第、最終処分場設置者に払込通知を送付した。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行(平成 23 年4月1日)を踏まえ、既存の維持管理積立金システムの改修を行った。

<維持管理積立金の積立て及び取戻し状況>

(単位:件、千円)

年 度		積 立	取	戻(△)	残高
区分	件数	金額	件数	金額	金額
平成 16 年度	74	1,457,116	2	3,420	4,902,901
平成 17 年度	81	1,850,226	2	41,072	6,712,055
平成 18 年度	1,017	14,154,352	5	152,275	20,714,132
平成 19 年度	1,131	14,322,505	26	717,530	34,319,107
平成 20 年度	873	9,599,712	35	779,001	43,139,818
平成 21 年度	837	6,879,808	56	1,031,740	48,987,886
平成 22 年度	793	8,318,017	52	635,473	56,670,430
平成 23 年度	886	9,085,773	55	878,303	64,877,900

(資料 41 維持管理積立金管理業務について (資料編 P75))

(資料 42 維持管理積立金の運用方針について (資料編 P76))

自己点検結果

維持管理積積立金の積立て及び取戻し並びに利息額の算定通知及びその払渡しについて、 適正な管理を行うことができた。また、維持管理積立金の運用方針に基づき安全性の確保 を最優先とした運用を行うことができた。

今後とも引き続き事務処理手順の更なる合理化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努める。

石綿健康被害救済業務

1. 石綿健康被害救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

平成 23 年度計画の概要

- 特別遺族弔慰金等の請求期限について、重点的に広報・広告を実施。
- 医師・医療機関向けの広報を実施。特に実績のある医療機関等に対する重点的な広報に注力。
- 広く行う広報・広告と的を絞った広報・広告を使い分け、より効果の高い媒体を活用。
- 住民相談会の効果的な実施。
- 保健所説明会を開催し、受付相談担当者の理解を深める。
- 相談窓口での相談実態をより詳細に把握し、業務改善を検討。

平成 23 年度の重点事項

- 救済法改正による特別遺族弔慰金等の請求期限の10年延長について、重点的な広報の実施
- 医師等への広報を着実に実施
- ・住民相談会、リスティング広告等のインターネット広告、交通広告の拡充

平成 23 年度の業務実績

平成 23 年度は前年度までの広報活動とその効果を踏まえ広報実施計画を定め、以下の広報・相談を行った。

(資料 43 平成 23 年度広報実施計画(概要)(資料編 P77))

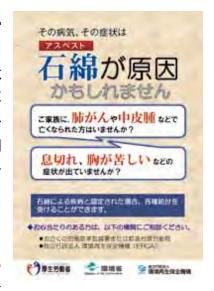
(資料 44 平成 23 年度広報実績一覧 (資料編 P79))

(1) 労災保険制度との連携による新たな広報の取組

平成23年6月の中央環境審議会の答申を踏まえ、労働者災害補償保険制度(以下「労災保険制度」という。)との連携強化のため、石綿健康被害救済制度(以下「救済制度」という。)(環境省・機構)と労災保険制度(厚生労働省)を対比した内容のリーフレットとポスターを両省と機構の三者で作成し、機構からも関係機関(441か所)にリーフレット(104,388部)とポスター(12,656部)を配布した。

(2) 申請受付窓口等の関係機関に対する広報

特別遺族弔慰金等の請求期限延長に対応した申請の 手引き(以下「手引き」という。)・パンフレット(改



訂版)等を作成し、関係機関に配布した。

(3) 効果的な広報媒体を使った広報・広告の実施

きめ細かな制度周知を図るため、昨年度までの実施効果を踏まえ、以下のように 実施した。

- ①一般の方を対象とした広報
 - ア. 新聞による広報
 - (ア) 救済制度の周知及び特別遺族弔慰金等の 請求期限の延長について

全国紙 3 紙、地方紙 5 紙、スポーツ新聞 1 紙で実施した(24 年 3 月 5 日)。

(資料 45 広報の効果測定について (資料 編 P84))



(イ) 住民相談会の開催案内について

保健所説明会に併せて開催した住民相談会について、開催地域の地方紙(4 紙)に広告を掲載した。なお、開催地域の一部においては、新聞に記事が掲載された。

イ. 交通広告による広報

九州新幹線に LED 広告(24年1月1日から3か月)を、首都圏 JR 及び関西私鉄3社に車内ポスター(24年3月1日から1か月)を掲載した。





ウ. リスティング広告等のインターネットを活用した広報

機構ホームページへのアクセスを促すため、検索エンジン(Yahoo!、Google)を使ってのリスティング広告、環境関連情報サイト(EIC ネット)でのバナー広告を実施した。(ホームページアクセス件数 73, 371 件 前年度 66, 708 件)

(資料 46 機構ホームページ中「アスベスト(石綿)健康被害」のページアクセス数の推移 (資料編 P86))

(資料 45 広報の効果測定について (資料編 P84))

- エ. 街頭大型ビジョン (大阪2か所) への映像広告 の放映 (24年1月10日から1か月)
- オ. 一般向け雑誌に広告を掲載(2誌)

②患者・家族向けの効果的な広報

通院又は入院している患者及び家族の方に向けた 広報を実施した。

- ア. 今年度試行的に、医療機関の待合室に設置されている ディスプレイに映像広告を放映した。
 - ・ホスピタルチャンネル (23 年 9 月 1 日から 1 か月) 首都圏の総合病院 100 台
 - ・メディキャスター(24年2月1日から1か月) 北海道、東北、中部、関西地区の病院及び診療所 200台







③医師等医療機関向けの広報

申請の契機となることの多い医師等への広報を着実に実施するため、以下の広報活動を実施した。

- ア. 専門医を対象としたセミナーを 7 か所(前年度 5 か所)で開催し、診断についての講義に併せ、制度を紹介
- イ. 指定疾病の診療に関係の深い専門誌(8誌)への広告掲載(前年度5誌)

4 特定業種に向けた広報

患者発生数の比較的多い業種向けの広報活動を実施した。

- ア. 建設・造船等業種向け雑誌・専門新聞(7誌)への広告掲載
- イ. (社)全国産業廃棄物連合会の協力による県廃棄物協会の研修会(2 か所)において、機構職員による救済制度の講演

(4) 申請者等への相談の実施

①窓口相談、フリーダイヤル

本部、大阪支部において窓口相談、フリーダイヤルの受付を行った。

- ・窓口相談件数 93件 (前年度 82件)
- フリーダイヤル受付件数 8,239 件 (前年度 7,995 件)

(資料 47 平成 23 年度 窓口相談・フリーダイヤル件数 集計結果 (資料編 P87))

②保健所説明会の実施

保健所等窓口担当者向け説明会を環境省及び厚生労働省労働局と協力して8ブロック

(前年度7ブロック)、県単独を2か所(前年度2か所)で開催した。

③住民相談会の実施

保健所説明会に併せ4か所で実施した(相談件数51件(前年度3か所 25件))。

- ④自治体との共催による救済制度担当者等研修会への講師派遣 栃木県、埼玉県、香川県及び千葉県の4か所(前年度3か所)で開催し、機構職員 を講師として派遣した。
- ⑤保健所など相談窓口での相談実態の把握、業務改善の検討

救済制度の受付・相談業務を委託している保健所担当者・担当課に対し、受付・相談業務の現状及び要望を把握するアンケート調査を実施した結果、申請者等へ配布する手引きの種類が多く分かりにくいとの意見に対し「対象者別・疾病別配布書類一覧表」を作成する等の業務改善を図った。

自己点検結果

- ・ 救済制度と労災保険制度の内容を掲載したパンフレット及びリーフレットを環境省及 び厚生労働省と連携して作成し、関係機関に配布した。
 - これにより、患者やその家族が救済制度と労災保険制度のどちらの制度の対象者であるかが分かりやすくなった。
- ・ 一般の方及び患者・家族の方を対象にきめ細かな広報を実施した結果、フリーダイヤルの問い合わせやホームページへのアクセス数が増加した。(フリーダイヤル 244 件増、ホームページアクセス 6.663 件増)
- ・ 医師等医療関係者に向けた石綿関連疾患の関係学会セミナーや研修会を開催するとと もに、関係医療雑誌に救済制度の広報を行った結果、機構及び救済制度の認知度の向上 につながった。
- ・ 機構職員との対面方式で実施した住民相談会の開催に当たっては、開催地の主要新聞 に広告を掲載し、一部の新聞には記事が掲載された。今後も、より効果的な広報のあり 方について検討を行う。
- ・ 保健所説明会については、中四国ブロックを中国ブロックと四国ブロックの 2 か所に 分けて実施したことにより、遠方で参加できなかった自治体の参加につながった。今後 も関係自治体の要望を聴取し、参加しやすい対応を図っていく。
- ・ 今年度試行的に実施した医療機関のディスプレイを活用した広報では、救済制度の周知に一定の効果が見られたことから、24年度も活用を図っていく。
- ・ 広報実施計画の策定に当たっては、前年度の実績及び関係者の意見等を踏まえ、広 報媒体の具体的な見直しなどの検討を行い、より効果的な計画を策定していきたい。

2. 制度運営の円滑化等

平成 23 年度計画の概要

- ▼ アンケート内容を検討するとともに、集計データの利活用方法についてさらに検討。
- 石綿関連疾患の確定診断において重要な診断に関連する学会等でセミナーを開催。
- 石綿小体計測精度管理事業等を実施し、認定業務の迅速化、正確性を確保。
- 各種データの集計、取りまとめを行い積極的にホームページ等で公表。

平成 23 年度の重点事項

- 各種アンケートの内容及び集計データの利活用方法の検討
- 医療関係者の医学的判定基準、指定疾病の診断についての理解を深めるため、学会セミナーを開催
- 石綿小体計測精度管理事業等を実施し、認定業務の迅速化、正確性を確保
- 受付認定状況、ばく露状況調査等の積極的なホームページ等での公表

平成 23 年度の業務実績

- (1) 救済制度の関係者を対象としたアンケート調査と制度運営への反映
 - ①アンケートの実施
 - ア. 制度利用者(石綿健康被害救済手帳所持者)アンケート(5月 実施、回収数622)
 - イ. 被認定者 (療養者) アンケート (随時、回収数 524)
 - ウ. 施行前死亡者遺族アンケート (随時、回収数 45)
 - エ. 未申請死亡者遺族アンケート(随時、回収数80)
 - オ. 保健所担当者・担当課アンケート (平成23年3月実施、回収数569)
 - カ. 学会セミナーアンケート (随時、回収数 505)
 - (資料 48 被認定者及びその遺族、保健所等に対するアンケート調査結果概要 (資料編 P89))
 - (資料 49 医療関係者に対するアンケート調査結果概要 (資料編 P92))
 - ②アンケート結果の利活用方法の検討・反映

平成22年度、平成23年度のアンケート結果の内容及び集計データの活用を検討し、 その結果を踏まえ、以下のような改善等を行った。

- ア. 被認定者や保健所担当者等から、頁数・文字量が多く分かりにくい、申請から 認定までの流れの分かりやすい説明がほしい等の意見が多かったことから、「申 請の手引き①(認定申請の手引き、中皮腫・肺がん)」の見直しを行った。
- イ. 被認定者の多くが申請等のきっかけは病院等医師からと回答する一方、病院等 医師の理解の向上を求める回答も多かったことから、今年度は新たに「中皮腫細 胞診研修会」を実施した。
- ウ. 22 年度末に実施した保健所担当者・担当課に対するアンケートに寄せられた、

救済制度と労災保険制度について分かりやすい資料をとの要望を受け、両制度を 比較したフローチャートを作成し、保健所説明会で配布した。

- エ. 救済制度と労災保険制度を対比した内容のリーフレットとポスターを環境省及 び厚生労働省と連携して作成する際には、アンケート結果を踏まえ、患者やその 家族に分かりやすい内容になるよう提案を行った。
- (2) 医療関係者への医学的判定基準、指定疾病の診断についての情報提供 救済制度の周知及び石綿関連疾患の診断精度向上を目的としたセミナーを「細胞診」 や「病理組織学的診断」に関する学会を中心に7か所で開催した(前年度5か所)。

(資料 44 平成 23 年度 広報実績一覧 (資料編 P79))

(資料 49 医療関係者に対するアンケート調査結果概要 (資料編 P92))

(3)制度の円滑な実施に必要な事業・調査の実施

認定に必要な医学的な検査、計測の標準化を図るための事業や、広報などの制度運営に役立つ情報を得るための事業を実施した。

- (1)認定業務の迅速化、正確性確保のための事業の実施
 - ア. 中皮腫細胞診実習研修会の開催

中皮腫の確定診断の一つである細胞診の周知及び診断精度の向上を目的として 今年度から実施した(23年10月29日開催 細胞検査士等38名参加)。

(資料 49 医療関係者に対するアンケート調査結果概要 (資料編 P92))

(資料 50 制度運営の円滑化に係る事業・調査(平成 23 年度)(資料編 P94))

イ. 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図るため、今年度は11 医療機関、22 名の検査技師の参画を得て実施した。

また、労働者健康福祉機構と協力し、「石綿小体計測マニュアル」の改訂を行い、 24年2月に関係機関に配布した。

ウ. 石綿繊維計測機関育成事業

認定等審査の迅速化を図るため、民間の石綿繊維計測機関を育成することを目的として民間 2 社の参画を得て実施した。

- ②広報対象地域・業種等の絞込みに活用するための調査の実施
 - ア.被認定者ばく露状況調査

被認定者の居住歴・職業歴について集計・分析を行い、その結果を報告書に取りまとめ、ホームページ等で公表した。

イ. 石綿製品製造・加工工場一覧

厚生労働省が発表した「平成21年度石綿ばく露作業による労災認定等作業場」

の情報等を追加した一覧を作成し、139 自治体及び 617 保健所に配布した。

③国際調査

フランスの石綿制度について、環境省と協力して運営機関への現地調査を 23 年 11 月に実施し、法改正等の新しい情報の収集及び意見交換を行った。

(資料50 制度運営の円滑化に係る事業・調査(平成23年度)(資料編P94))

(4)情報の公開

- ①認定状況等以下を始めとする最新情報をホームページ上で公表、一部については報 道発表も行った。
 - 月次の申請等受付・認定状況
 - 特別遺族弔慰金等の請求期限を延長する救済法改正の概要
 - ・ 申請者数、認定患者数、認定等までの平均処理日数、支給実績等の制度運用状況 についての統計集
 - ・ 救済制度における被認定者の居住歴・職歴等について分析したばく露調状況査報 告書
 - 住民相談会開催の案内及び結果報告
- ②上記情報のうち、月次の申請等受付・認定状況については定期的に 139 自治体へメールを配信し、救済法改正や住民相談会の開催等については随時メールで配信を行った。

(資料 51 ホームページ公表・報道発表概要 (資料編 P97))

自己点検結果

- ・ アンケート結果を基に、保健所担当者用資料の作成、周知・広報対象の選定等を行い、 効果的な広報ができた。労災保険制度と救済制度のフローチャートは分かりやすいとの 意見も多いが、手引き等は分かりにくいとの声もあるため、引き続き改善を行う。
- ・ ばく露状況調査において、関係者のニーズに応じた情報を報告書に取りまとめ、ホームページで公開した。また、患者の発生状況の把握を行い、広報の対象・手段を検討することができた。
- ・ 医療関係者の当該制度への理解を深め、認定業務の迅速化・正確性確保を図るために、 石綿疾患関連の学会でセミナーを開催、広く周知を行った結果、申請等に必要な医学的 資料の精度向上が図られ、申請や認定等の迅速化につなげることができた。
- ・ 新たに実施した「中皮腫細胞診実習研修会」は、多数の症例を検鏡でき次回も参加したい、回数を増やしてほしいとの要望も多く、診断の迅速化や精度向上のためにも平成24年度は複数回の実施を予定している。
- 石綿小体計測精度管理事業は、参画機関で石綿小体計測を行うすべての検査技師の参

加を得て実施し、計測精度の均てん化に資することができた。

- 石綿繊維計測機関育成事業は、参画機関の育成・精度管理のため、引き続き 24 年度も 実施する。
- ・ 各種情報をホームページ上で情報公開するとともに、自治体窓口に定期的にメールを 配信するなど、最新の情報を提供することができた。

3. 認定・支給の適正な実施

平成 23 年度計画の概要

- 環境省などと協力し、追加依頼の件数低減に向けた取組を行う。
- 追加資料を求められた場合に、機構が迅速に医療機関から直接資料の収集ができる よう手続を見直す。
- 医療機関に対し、医学的判定結果のフィードバックを検討する。
- ・ 療養中の方々からの認定申請について、判定が 1 回で済むケースを増加させるとともに、当該総件数の 50%以上を 3 か月以内に処理するよう努める。
- 申請・請求者、相談者の立場に立った申請の手引きや各種様式の見直しを検討・実施。
- 新認定・給付システムを活用するとともに、マニュアルの見直しやスケジュール管理の実施により、支給に係る事務処理を迅速かつ適正に実施。
- 認定更新業務について、申請漏れにより認定更新を受けるべき者がその資格を失う ことのないよう適切に実施。

平成 23 年度の重点事項

- 認定等までの期間短縮の取組(特に療養中の方々に対する取組を強化)
- 保健所窓口での受付・相談業務への支援
- 新認定・給付システムの活用等により、支給に係る事務処理を迅速かつ適正に実施
- 認定更新業務については、申請漏れのないよう適切に実施

平成 23 年度の業務実績

- (1)受付・認定等の状況
 - ①受付状況

認定申請等に係る平成23年度の受付は療養中の方783件、施行前死亡者の遺族220件及び未申請死亡者の遺族150件の計1,153件である。

中皮腫及び肺がんでは、全体では横ばいであり、うち療養中の方は 9.6%減、施行前死亡者の遺族は 96.2%増、未申請死亡者の遺族は 15.5%減となっており、施行前死亡者の遺族からの請求が大幅に増加している。

これは、平成23年度に厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った労災保険制度の周知事業において、同省及び環境省と連携を図り救済制度の周知を行ったことによるものと考えられる。

平成 23 年度受付状況

(単位:件)

						(TIZ: 11)
申請者	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
療養中の方	551	159	36	29	8	783
旗食中の刀	(613)	(172)	(43)	(31)	(5)	(864)
佐仁前死亡者の	181	23	10	1	5	220
施行前死亡者の 遺族	(71)	(33)	(34)	(14)	(3)	(155)
退跃	[115]					[115]
未申請死亡者の	97	34	7	7	5	150
遺族	(109)	(46)	(2)	(4)	(0)	(161)
計	829	216	53	37	18	1, 153
āl	(793)	(251)	(79)	(49)	(8)	(1, 180)

- (注)()書きは、前年度の件数。下段[]書きは、厚生労働省の周知事業による請求と見られる件数で、 内数。
- (資料 53 受付・認定等の年度別推移(資料編 P100))
- (資料 54 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (平成 23 年度) (資料編 P101))
- (資料 55 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (法施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの累計) (資料編 P102))

②認定等の状況

ア. 療養中の方

平成23年度受付分(783件)、前年度から処理を引き継いだもの(398件)及び新資料の提出による審査再開分(5件)を合わせた計1,186件について審査を進め、849件について認定等を行った。残り337件は審査中である。

(資料 59 審査中の案件に係る状況 (平成 23 年度) (資料編 P108))

(ア) 認定等状況

中皮腫及び肺がんでは、認定 590 件で前年度比 6.2%減、不認定 110 件で 7.6%減となっており、認定等の決定を行った事案のうち中皮腫及び肺がんの認定率は 84.3%(前年度 84.1%)であった。石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の認定件数については、前年度比 42.9%増となっている。

平成23年度療養中の方に係る認定等状況

疾病認定等	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
認定	498 (533)	92 (96)	4 (5)	16 (9)	l	610 (643)
不認定	52 (49)	58 (70)	38 (5)	19 (6)	1 (1)	168 (131)
取下げ	35 (66)	23 (25)	9 (1)	3 (1)	1 (1)	71 (94)
計	585 (648)	173 (191)	51 (11)	38 (16)	2 (2)	849 (868)

(単位:件)

(注)() 書きは、前年度の件数

(資料 53 受付・認定等の年度別推移(資料編 P100))

(資料 57 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (平成 23 年度) (資料編 P106))

(資料 58 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(法施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの累計)(資料編 P107))

(イ)処理日数の状況

療養中の方からの申請について、申請から認定等決定までの平均処理日数は 161日(前年度 175日)である。このうち、1回の医学的判定で認定されたもの は平均89日(同 112日)、追加資料が必要とされた案件は平均229日(同 244日)である。

認定等決定までの平均処理日数は、全体として減少となったが、これは、申請から医学的判定の申出までの日数が今年度 45 日と減少した(前年度 58 日)こと、判定の申出から認定までの日数も、判定 1 回の医学的判定において減少した(今年度 50 日、前年度 60 日)ことが要因と考えられる。(認定等までの期間短縮に向けた具体的な取組については、(2)を参照。)

平成 23 年度 療養中の方に係る平均処理日数等 (単位:日、件)

区分		定までの 理日数	申請から日 申出までの	件数		
1回の医学的判定	161	89 (112)	45	39 (52)	338 (387)	
追加資料が必要と されたもの	(175)	229 (244)	(58)	51 (63)	357 (354)	

(注)() 書きは、前年度の実績

- 注)1. 医学的判定とは、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会分科会を経て中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会で審議したものである。
 - 2. 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。
 - 3. 条件付不認定を受けた者から新たな資料の提出があり、審査の再開により認定等を行ったものは、平均処理日数の計算には含めていない。

(資料 56 認定等に係る処理日数(資料編 P103))

(ウ) 判定が1回で済むケースにおける処理日数の分布状況

中皮腫及び肺がんの総件数 338 件のうち 90 日以内に事務処理が行われたのは 210 件(62.1%) となっている。

平成23年度判定1回で済むケースでの処理日数分布状況

認定等決定までの日数	データ数	データ数累計	累計の比率	前年度
34-60 日	27 件	27 件	8.0%	0.0%
61-90 日	183 件	210 件	62. 1%	16. 5%
91-120 日	99 件	309 件	91. 4%	75. 7%
121-150 日	23 件	332 件	98. 2%	92. 3%
151-330 日	5 件	337 件	99. 7%	(151–1153)
331-560 日	1 件	338 件	100.0%	30 件,7. 7%
総計	338 件			

イ. 施行前死亡者の遺族

平成23年度受付分(220件)及び前年度から処理を引き継いだもの(39件)を合わせた計259件について審査を進め、110件について認定等を行った。残り149件は審査中である。

(資料 59 審査中の案件に係る状況(平成 23 年度)(資料編 P108))

(ア) 認定等状況

中皮腫及び肺がんについては、認定 66 件、不認定 17 件であり、うち中皮腫の認定は前年度に比べほぼ同数であった。石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の認定については、前年度比 77.4%減となっている。

平成 23 年度 施行前死亡者に係る認定等状況 (単位:件)

疾病 認定等	中皮	疋腫	肺が	べん	石約	綿肺	びまれ	-	その	D他	Ī	i l
認定	64 [20]	(66)	2	(9)	5	(24)	2	(7)			73 [20]	(106)
不認定	0	(3)	17	(34)	3	(3)	5	(2)	0	(0)	25	(42)
取下げ	3	(7)	6	(2)	2	(1)	0	(0)	1	(1)	12	(11)
= ⊥	67	(76)	25	(45)	10	(28)	7	(9)	1	(0)	110	(159)
計	[20]										[20]	

(注)() 書きは、前年度の件数。下段[]書きは、厚生労働省の周知事業による請求と見られる件数で、内数。

(資料 53 受付・認定等の年度別推移(資料編 P100))

(資料 57 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(平成 23 年度)(資料編 P106))

(資料 58 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(法施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの累計)(資料編 P107))

(イ) 処理日数の状況

施行前死亡者の遺族については、請求から認定等決定までの平均処理日数は、 医学的判定を要する案件は 253 日 (前年度 293 日)、医学的判定を要さない案件 は 40 日(前年度 59 日)である。

また、請求から判定の申出までの平均日数は 63 日(前年度 106 日)であり、前年度比 40.6%の大幅減となっている。これについては、追加資料が必要とされたものについて、請求者に代わって迅速に医療機関より資料を収集したこと、さらに判定に係る件数(19 件)が前年度(42 件)より 23 件減少していることが要因として考えられる。

平成23年度施行前死亡者に係る平均処理日数等(単位:日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		請求から日 申出までの	件数		
1回の医学的判定	253	106 (107)	63	58 (49)	2 (7)	
追加資料が必要と されたもの	(293)	270 (331)	(106)	64 (117)	17 (35)	
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	40 (59)		-	64 (70)		

(注)() 書きは、前年度の実績

- 注)1. 医学的判定とは、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会分科会を経て中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会で審議したものである。
 - 2. 死亡診断書、死体検案書又は診療録の写しから、死亡原因が指定疾病であると判断できるものは、医学的判定を経ないで機構で認定している。
 - 3. 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。

(資料 56 認定等に係る処理日数(資料編 P103))

ウ. 未申請死亡者の遺族

平成23年度受付分(150件)及び前年度から処理を引き継いだもの(81件)を合わせた計231件について審査を進め、162件について認定等を行った。残り69件は審査中である。

(資料59 審査中の案件に係る状況(平成23年度)(資料編P108))

(ア) 認定等状況

中皮腫及び肺がんについては、認定 95 件で前年度比 4.4%増、不認定 42 件は 28.8%減 となっている。

平成23年度 未申請死亡者に係る認定等状況

(単位:件)

疾病	中总	え腫	肺が	ぶん	石綿	肺	びまん	ん性	その他		Ē	†
認定等							胸膜	把厚				
認定	75	(68)	20	(23)	0	(0)	0	(0)		_	95	(91)
不認定	22	(41)	20	(18)	7	(0)	5	(0)	0	(0)	54	(61)
取下げ	8	(4)	3	(6)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	13	(10)
計	105	(113)	43	(47)	9	(0)	5	(0)	0	(0)	162	(162)

(注)()書きは、前年度の件数

(資料 53 受付・認定等の年度別推移(資料編 P100))

(資料 57 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(平成 23 年度)(資料編 P106))

(資料 58 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (法施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの累計) (資料編 P107))

(イ) 処理日数の状況

未申請死亡者の遺族については、請求から認定等決定までの平均処理日数は 184日(前年度 214日)であり、うち1回の医学的判定で認定されたものは平均 95日(前年度 115日)、追加資料が必要とされた案件は平均 242日(前年度 269日)である。

平成 23 年度 未申請死亡者に係る平均処理日数等(単位:日、件)

区 分	認定等決定 平均処理		請求から日 申出までの	件数	
1回の医学的判定	184	95 (115)	46	46 (55)	54 (54)
追加資料が必要と されたもの	(214)	242 (269)	(56)	56 (71)	83 (96)

(注)() 書きは、前年度の実績

(資料 56 認定等に係る処理日数(資料編 P103))

(2) 認定等までの期間短縮に向けた具体的な取組

①追加・補足資料の件数低減に向けた取組

平成 22 年 6 月に、「医学的判定に係る資料に関する留意事項」が一部改正され、中皮腫の病理診断について、中皮腫の場合に陽性となる抗体及び陰性となる抗体それぞれから 2 抗体以上を確認することが必須とされたことから、提出された資料にこれらの不足がある場合には、医療機関に連絡を行い、資料提出の協力を求めた結果、申請段階において資料の整備が図れた。

具体的には、54件の申請について照会を行い、46件については医療機関より資料の提出を受け、うち31件が1回の判定で認定となった。

②医療機関からの資料の収集

環境省の医学的判定において追加・補足資料を求められた場合に、機構が申請者・請求者に代わって医療機関から資料を収集するため、従前は環境省から追加・補足資料を求められた後に申請者・請求者から同意書を徴取していた。これを平成23年6月の中央環境審議会の答申を踏まえ、機構が迅速に資料を収集することができるよう、判定の申出の際に事前に申請者・請求者から同意書を徴取することとした。

③新認定・給付システムを活用した進捗管理等

ア、申請・請求事案の進捗管理

平成 22 年度に運用を開始したシステムを活用し、申請者本人、家族からの照会 を記録・管理するとともに、各事案の状況を課員全員にて共有するなど、各事案の 進捗管理を徹底した。

イ. 医学的判定に係る資料作成の効率化への協力

環境省における医学的判定が円滑に実施されるよう、同省とも調整の上、機構が 作成する申出一覧の様式を医学的判定において使用される様式に合わせることによ り、同省における資料作成の効率化に協力するとともに、平成22年7月に指定疾病 に追加された石綿肺及びびまん性胸膜肥厚については、判定に必要となる資料の一 部(石綿ばく露歴、呼吸機能検査結果の数値の確認結果)を機構にて作成し、同省 に提供した。

④医学的判定における審議の迅速化

審査分科会において中皮腫及び肺がんについて蓋然性が高いと判断された案件 (いわゆる二重丸「◎」案件)については、手続を簡略化して判定結果を機構に通 知できるよう環境省に働きかけを行った結果、平成24年3月より実施できた。

(3) 医療機関に対する医学的判定結果のフィードバック

医学的判定結果に対する医療機関からの照会については、環境省と情報共有を図るとともに、同省の担当官にて対応した。(照会の内訳:認定9件、不認定4件、追加補足3件)

また、環境省における医学的判定結果を医療機関にフィードバックするため、事前に申請者・請求者に同意をいただくことについて同省と検討を開始した。

(4) 保健所窓口相談業務への支援

保健所説明会において、申請・請求手続の説明、質疑回答、専門医による医学的 情報の提供や労働局等の担当者による労災保険制度の説明を実施した。

また、保健所窓口担当者の要望を受け、事務手続のフローチャート作成、簡略化した手引きの試験的作成等を実施した。

(詳細は、1-(4)-2、3参照)

(5) 救済法改正等への対応

平成23年8月の救済法の改正により、特別遺族弔慰金等に係る請求期限が延長されたこと、また、厚生労働省にて行われた法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対する 労災保険制度の周知事業に併せて、同省ほか関係省庁とも連携を図り、特別遺族弔 慰金等の請求に適確に対応するため体制整備のための準備を行った。

なお、この周知事業により、機構から給付を受けた者が労災で認定されるケースでは、救済給付金の返還が想定されることから、併給調整のあり方について環境省及び厚生労働省に働きかけを行った。

(6) 救済給付の迅速かつ適正な支給

平成 23 年度は、被認定者等に対し総額 28 億 8,899 万円の支給を行った(前年度比 1.3%増)。主な増加要因としては、医療費及び療養手当に関わる療養者数の増(22年度比 17%増(23年度 748人、22年度 637人:療養手当支給対象療養者数実績平均))が考えられる。

処理期間については、葬祭料、未支給の医療費等、救済給付調整金に係る請求から支給までの日数が、それぞれ5日、11日、7日減少している。一方、療養手当(初回)、施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等に係る認定から支給までの日数は、それぞれ2日、4日増加している。

(資料 60 救済給付の支給件数・金額(経年変化)(資料編 P109))

(資料 61 支給までの処理期間(資料編 P110))

平成 23 年度 救済給付の支給状況

(単位:件、千円)

給付	付種類 医療費		医療費 療養手当 葬祭		特別遺族 弔慰金等	救済給付 調整金	計
件	数	12, 106 (10, 534)	5, 247 (4, 679)	431 (368)	151 (194)	281 (271)	18, 216 (16, 046)
金	額	432, 865 (373, 831)	1, 526, 478 (1, 449, 513)	85, 769 (73, 232)	450, 049 (579, 006)	394, 745 (377, 000)	2, 889, 906 (2, 852, 582)

(注)()書きは、前年度の実績

(7) 認定更新業務の実施

認定の有効期間が満了する被認定者の管理を的確に行い申請漏れのないよう以下の 取組を実施した。

- ・ 有効期間の満了月の単位で、その7か月前に順次対象者に対し、認定更新申請 書及び診断書様式等を送付。
- 有効期間満了月の4か月前より認定更新申請の慫慂を開始。
- ・ 有効期間満了月の2か月前を目途に認定更新申請に係る審査を行い認定等の決 定をし、更新者には新しい医療手帳を交付。

平成23年度においては、平成23年6月から平成24年5月までに認定の有効期間が 満了する認定更新対象者56名に対し手続のご案内をし、56件の申請を受け付け、56件について更新等の決定(更新49件、更新しない7件)を行った。なお、平成23年3月からの認定更新者の累計は124名となっている。

(資料 62 認定更新の状況(資料編 P111))

(8) 石綿肺の診断等に関する支援業務の実施

救済制度における医学的判定において、著しい呼吸機能障害までは認められないものの石綿肺又はびまん性胸膜肥厚であるとされた申請者 2 名に対し、健康管理(健康診断、診断報告及び保健指導)を行った。

また、専門家からなる委員会を設置し、胸水貯留により所見の確認ができないため びまん性胸膜肥厚かどうか判定できないとされた者について、一定期間経過後の画像 撮影等費用の自己負担分を補助する事業(画像撮影補助事業)の対象とすることがで きるか等の検討を行い、その結果をスキームに反映させた。

自己点検結果

・ 申請・請求の受付から認定等までの期間の短縮に努めた結果、療養中の方では、医学 的判定1回で認定等に至る案件の期間が、前年度112日から今年度89日に、同じく追加 資料を求められたものでは、244日から229日に短縮されるなど大幅な短縮ができた。

療養中の方からの認定申請について、判定が 1 回で済んだ件数のうち、60%以上を 3 か月以内に処理することができた。

引き続き、申請から医学的判定の申出までの期間の短縮、「◎」案件の確実な処理等により、認定等までの期間の短縮を図ることとしたい。

- ・ 救済給付全 18,216 件の支給を適正に行うことができた。支給に係る処理期間については、ご遺族への給付において請求から支給までの期間が短縮され、迅速化が図られた。 特別遺族弔慰金等の認定から支給までの期間にわずかな増加が見られたが、これは、 平成 24 年 3 月より取扱いが開始された「②」案件の影響によるもので、早められた認定の時期に応じた適切な支給時期を新たに設けるなどの措置を講じ定着させるまでの過渡的な状況と考えられる。
- ・ 認定更新業務については、申請忘れにより当該認定の更新を受けるべき者がその資格 を失うことのないよう認定の更新時期等について周知徹底を図るとともに、申請書等の 未提出者に対して慫慂を確実に実施し、漏れなく更新手続が完了できた。
- ・ 石綿肺の診断等に関する支援業務については、軽症の石綿肺患者等の健康管理及び専門委員会の設置運営等を円滑に実施することができた。
- ・ 平成24年2月より厚生労働省が開始した法施行前の中皮腫死亡者への周知事業については、今後、救済制度と労災保険制度との併給調整において返還に係る業務量の増大が予想されることから、機構内の体制整備を図るとともに、返還に係る制度の運用改善などについて引き続き関係機関に働きかけを行っていく。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

平成 23 年度計画の概要

- 認定・給付システムの改修を確実かつ円滑に進めるとともに、確実な運営・保守を 行い、情報セキュリティ、業務の安定的実施を確保。
- 新システムの導入及び改修による効果の測定を検討。
- 研修等により個人情報保護、情報セキュリティルールの遵守を確保。

平成 23 年度の重点事項

- 認定・給付システムを改修し、確実かつ円滑にシステムを運用
- 情報セキュリティの確保及び業務の安定的実施に資するシステムの運用保守体制等の確立
- 情報セキュリティの取組のレベルアップを図るため、部内職員全員に対する情報セキュ リティ研修を実施

平成 23 年度の業務実績

- (1) 認定・給付システムの改修と運用保守管理
 - ① 認定・給付システムについては、電子レセプトの普及による支払請求の電子化に対応するために医療費の支払に必要なデータをシステムに取り込む機能を追加する改修などを行った。このシステムの改修により、認定・給付業務の効率化、適正化を図ることができた。
 - ② 運用保守管理は、運用保守業者との間で運用保守スケジュールを作成し、作業の時期・内容を明確化し、適切に実施することができた。
- (2) 認定・給付システムによる効果の測定

認定・給付に係る処理日数の短縮などシステム活用による効果が現れていると思われるが、効果をより適切に把握できる指標となるものを検討するため、システム利用 状況などのデータを継続的に蓄積している。

- (3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化
 - ① 個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、以下の規則・手順書に基づき、石綿部内の情報セキュリティ研修を確実に実施した。(全員対象:5月、人事異動者対象:7月、9月、1月、2月)
 - 石綿健康被害救済部における個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則
 - 石綿健康被害救済部個人情報取扱手順書
 - 石綿健康被害救済部情報セキュリティ対策実施手順書

② 業務マニュアルの改善に当たり、個人情報保護・情報セキュリティの手順書の内容を盛り込み、日常業務における情報セキュリティ対策等の徹底を図っている。

(資料 63 認定・給付システム及び情報セキュリティ対策 (資料編 P112))

自己点検結果

- ・ 認定・給付システムの改修により、これまで手入力により行っていた作業を自動的に システムに取り込むことが可能になり、入力ミスを回避し、また業務の効率化を図るこ とができた。この結果、申請から認定・給付までの業務を円滑に進めることができてい る。
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員に対し研修を実施し、 その徹底を図ることができた。引き続き、研修等により、部内職員のルール遵守を確保し ていく。

5. 救済給付費用の徴収

平成 23 年度計画の概要

● 特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

平成 23 年度の重点事項

・特別拠出金の的確な徴収の実施

平成 23 年度の業務実績

対象となる特別事業主 4 者に対し、年度当初に徴収決定額の通知を行い、各事業者から延納申請(4期に分納)が出され、4期に分けて徴収を実施した。

特別拠出金の徴収・収納額は、計 331,254,517 円であり、徴収すべき額をすべて徴収している。

自己点検結果

特別拠出金の徴収は着実に実施した。

6. 救済制度の見直しへの対応

平成 23 年度計画の概要

● 法施行後5年の見直しについて、石綿健康被害救済小委員会の議論を見ながら情報を 収集・整理・提供。

平成 23 年度の重点事項

- 特別遺族弔慰金等の請求期限延長に伴う適切な周知
- 制度見直しに係る情報収集及び患者等アンケートなど機構データの集積と情報の提供

平成 23 年度の業務実績

(1)特別遺族弔慰金等の請求期限延長への対応 救済法の改正(平成23年8月30日施行) に伴い、地方公共団体及び保健所に周知を行 うとともに、必要な手引き等の改訂を行い、 配布した。

また、この救済法改正の内容を盛り込んだチラシを作成し、地方公共団体、保健所及び関係機関に配布した。



(2) 制度見直しへの対応

救済法施行後5年が経過し、平成23年6月に中央環境審議会より「今後の石綿健 康被害救済制度の在り方について」の答申がされた。

同答申においては、当面は現行の基本的考え方を維持していくこととされているが、運用の改善・強化についての指摘もあり、環境省及び厚生労働省とも連絡・調整を行い、以下の取組を行った。

① 健康管理について

上記答申で「既存の結核健診、肺がん検診等にあわせて、胸膜プラークの所見を発見した場合には、健康管理に必要な情報提供等を行う」とされていることを受け、 平成 23 年 11 月に環境省と機構から各都道府県担当部局に対し、胸膜プラーク有所 見者への救済制度に係る情報提供について協力依頼を行った。

② 労災保険制度との連携強化

救済制度と労災保険制度の対象者が適切に申請を行えるよう、環境省・機構と厚生労働省が連携し、新たに両制度を対比したリーフレットやポスターを作成し、関係機関に配布した。

③ 認定に係る対応の迅速化に向けた取組の強化

認定に係る対応の迅速化に向けた取組として、申請から認定までの事務処理日数の短縮を図った。

4) 医師等医療関係者への知識の普及等

医師等医療関係者への知識の普及や情報提供として、診断・治療レベルを一定以上に保つための研修会の実施や学会セミナーの開催を行った。

自己点検結果

- ・ 救済法の改正による請求期限の延長に伴い、チラシを作成し、関係機関に配布すると ともに、施行に合わせてホームページ上に情報公開し、広く周知を行った。
- ・ 平成23年6月の中央環境審議会の答申を踏まえ、救済制度の運用の改善・強化に掲げられた事項について実施可能なものから実施することができた。答申に示された労災保険制度との連携強化等については、引き続き、関係機関とも協議して着実に実施することとしたい。

- Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1. 組織運営

平成 23 年度計画の概要

- 管理部門(総務部・経理部)については、一層の事務処理の効率化を行い、事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築。(具体的な合理化目標の計画については、「5. 職員の人事に関する計画」において明示。)
- コンプライアンス・マニュアルを活用し、コンプライアンスに関する研修を実施する など、内部統制を強化。
- コンプライアンス推進委員会において、内部統制状況に関する確認等を行うととも に、監事による内部統制の評価を行う。

平成 23 年度の重点事項

- 事業部門の業務体制の効率化
- ・内部統制強化への取組と組織運営の信頼性の向上

平成 23 年度の業務実績

- (1)業務体制の効率化
 - ①組織の改編

業務の効率化を図るため、3部の組織改編(平成23年4月)を行った。

補償業務部(3課→2課)

管理徴収課を廃止し、納付業務を調査課に移管して調査管理課に名称変更した。また、徴収業務を業務課に移管した。

- ・地球環境基金部 (3 課→2 課) 廃棄物基金課と企画振興課を統合して、基金管理課に一本化した。
- ・事業管理部 (4課→3課) 企画調整課と債権管理課を統合して、債権管理課に一本化した。
- なお、この改編により、3課を削減した。

②業務の一元化

各部が所掌している資金の管理・運用について、経理部会計課で一元化を行うよう平成23年7月に組織規程等の見直しを行った。

(2) 内部統制の強化

①内部統制の強化を図るための対策

課長職を対象に、業務のリスクを把握・認識し、リスクの予防及び発生時対応能力を取得し、統制の取れた業務遂行に結びつけるためのリスクマネジメント研修を 実施した(平成24年1月)。 研修内容:リスクの予測と評価、予防策と発生時の対策、組織的なリスク管理

②統制環境の強化

- ・ 理事長は、理事会(役員と部長出席)のみならず、各委員会、内部監査等を通じて組織にとって重要な情報を把握するとともに指示を伝達する機会として活用した。
- ・ 理事長は、期初(4月、10月)、年始(1月)に全職員を対象にミッションや運営方針等について、訓示を行った。また、訓示の内容を全職員にメールによる周知も行った。
- ・ 理事長が課長以下の全職員を対象に、平成23年10月~平成24年1月にかけて 意見交換を実施し、一般職員(非常勤職員、派遣職員を除く)については、情報 の伝達経路が十分に機能しているか確認するとともに、管理職の部下に対する意 思疎通や指導方法等についての状況を把握した(平成23年10月~12月)。

また、特に管理職については、これら一般職員からの意見を踏まえ、管理職としての意思疎通、指導方法について意見交換を行った(平成24年1月)。

・ なお、理事長は職員との意見交換の結果を踏まえた上で、管理職に対し訓示を 行った。

③リスク管理の強化

- リスク管理委員会を計3回(5月、10月、2月)開催した。
- ・ 平成22年度に洗い出した7種のリスクについて、再度洗い直すとともに、各部におけるリスク対応状況を調査することにより、全てのリスクへの対応が取られていることが確認できた。

(参考) 7種のリスクと各件数

(単位:件数)

リスク分類	平成 22 年度	平成 23 年度
コンプライアンスに関するリスク	37	34
資金の運用管理に関するリスク	30	28
情報・システムに関するリスク	98	106
事務に関するリスク	402	418
事故災害等・緊急、業務継続に関するリスク	33	34
経営に関するリスク	25	34
その他外部リスク等	106	114
合計	731	768

4情報セキュリティ体制の強化

- 情報システムの専門知識を有する職員を採用した。
- ・ 機構の情報セキュリティ及び各システムに係る助言等を得ることを目的に、毎月 1回、最高情報セキュリティアドバイザーとの定例会議を実施し、情報セキュリティ対策の検討・評価を実施した。
- ・ 各部のシステム改修、仕様書の作成における手順として、最高情報セキュリティアドバイザーから助言を受けることとした。

⑤情報セキュリティ対策の強化

項目	主な取組内容
○情報漏えい防止	・機構外部への送信メールの添付ファイルについて、6月に自動
	暗号化の仕組みを導入
〇データ保全	・重要なバックアップデータの外部保管運用を6月に開始
〇現状把握	・各部が独自作成したシステムプログラムの実態調査を 8 月に
	実施
	・バックアップ取得状況調査を 10 月に実施
	・ネットワーク構成の現況調査を 11 月に実施
〇耐障害性の向上	・障害発生時に重大な影響があるネットワーク機器について、3
	月に二重化を実施
〇停電対応の整備	・停電時のサーバ室の緊急対応策として、「停電に伴うサーバ室
	緊急対応手順」を 10 月に作成し、リハーサルを実施
〇意識向上	・「ERCA 情報セキュリティ 5 ヶ条」を 11 月に制定し、情報セキ
	ュリティ研修等で全職員に周知

6内部監査

業務の適正な実施を図るため、内部監査を実施した。

なお、 内部統制の強化を図るため、監事、会計監査人及び監査室間でそれぞれ相互 に情報共有のうえ、意見交換を実施した。

(3) 監事による内部統制の評価

監事による定期監査における重点項目の 1 つが「内部統制の状況」であり、次の 所感を受けた。

(監事所感)

「内部統制については、予算・執行管理の新たな枠組みの試行運用をはじめとする、 内部統制による執行管理等が理事会で決定され、実行に移された。また、理事長に よる全職員を対象とした定期的訓示、理事長と全職員との意見交換の場の設定など、 引続き統制環境の強化に努めると共に、職能別、階層別研修の計画的実施、情報セ キュリティ体制の強化、プログラム·データのバックアップ体制の充実化などを図った。

平成22年度に制定した「内部統制基本方針」に基づき、リスク管理委員会を軸に 今後も引続き、当機構に即した内部統制の整備、運用の深化を期待する。」

自己点検結果

(1)業務体制の効率化

- ・ 業務の進捗状況を踏まえた業務の効率化により組織の統廃合を行い、管理職ポストを削減することができた。
- · 資金の管理・運用の一元化を図ることで効率化を進めることができた。

(2) 内部統制の強化

・ 内部統制基本方針に基づき、理事長が各職員との間で情報伝達、情報共有の実態 と問題点について、意見交換し末端までの意思疎通を図ることができた。

また、管理職 (課長) については、マネジメント、コミュニケーション等の在り 方について直接意見交換をすることができた。

- ・ リスク対応状況の確認等を行うことで、各職員へのリスクに対する意識が向上するとともに組織的なリスク管理を着実に推進することができた。
- 情報セキュリティについては、計画的に体制や対策の強化を図ることができた。

(3) 監事による内部統制の評価

監事所感を受け、今後も内部統制のさらなる強化に取り組んでいく。

2. 業務運営の効率化

平成 23 年度計画の概要

- 外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映。
- サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務について、外部機関を活用。
- 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法 律等に基づく取組を実施。
- 給与水準について検証し、給与水準の適正化に取り組み、それらを公表。
- 一般管理費、業務経費について、効率的執行に努める。
- 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの を除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。また、一者応札・応 募の改善に取り組み、競争性の確保に努める。
- 企画競争や公募を行う場合、その理由等について経理部で審査を実施。
- 業者の選定に当たって、契約担当部以外の者を審査に加える。
- 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

平成 23 年度の重点事項

- 人件費・給与水準の適正化
- ・契約に係る競争の推進
- 予算の適切な執行管理
- ・資金の管理・運用の一元化

平成 23 年度の業務実績

- (1) 外部有識者からなる各種委員会の活用
 - (1)コンプライアンス推進委員会

委員会(平成24年3月)において、リスクマップを作成し、それを基に監査する ことが望ましいとの意見を受けた。

②情報セキュリティ委員会

委員会において (6月、9月、3月)、データのバックアップが未取得のものについて対応するよう提言があり、緊急性・必要性の高いものについて改善を図った。

③契約監視委員会

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて (平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」及び「独立行政法人の契約の見直しについて (総務省 平成 22 年 5 月 26 日)」により、契約監視委員会を開催 (3 月) し、随意契約等の点検・確認を行った。

(資料 64 機構内に設置した委員会一覧(資料編 P113))

(2) 外部委託の推進

効率的な業務運営に資するため、ホームページ用サーバの管理等業務、給与計算

業務について引き続き外部委託を活用した。

(3) 人件費・給与水準の適正化

平成 22 年度の検証結果や取組状況及び国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を平成 23 年 6 月にホームページ上で公表した。

平成 22 年度の実績 対国家公務員指数 112.8 (地域学歴勘案 111.6) ラスパイレス指数推移 (20 年度~22 年度)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
ラスパイレス指数 (対国家公務員指数)	113. 9	112. 1	112. 8	108. 5

(資料 65 年平均給与額の推移(資料編 P118))

(4) 経費の効率化・削減

- ①一般管理費の効率化・削減
 - 一般管理費 (23 計画予算額-23 実績): ▲45 百万円 (459 百万円-414 百万円)
 - 一般管理費(人件費を除く。)について、中期計画の削減目標(前中期目標期間の 最終年度(平成 20 年度)比で 15%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 23 年度 予算を作成し、その予算の範囲内で、情報システム関連の委託費(▲27 百万円)や節 電による水道光熱費(▲3 百万円)の縮減や管理費の全体的な経費節減等(▲15 百万 円)を図るなど、業務の効率化に努めた。

(単位:千円、%)

						\— I	L: TD, %0)
			平成 2	平成 22 年度		平成 23 年度	
区分	亚 🖰 00 左 库						増減
	平成 20 年度	区分					(C-B)
	A		-	20 年度比	0	20 年度比	
			В	(B/A)	С	(C/A)	
		社面之質					
共通	506, 132	計画予算	474, 258	▲ 6. 3	458, 502	▲ 9. 4	▲ 15, 756
六坦	500, 132	中佳	(93.3)		(90. 3)		(▲6.5)
		実績	442, 718	▲ 12. 5	413, 988	▲18.2	▲ 28, 730

- (注 1) 実績欄 B、C の上段 () 書きは計画予算に対する執行率、下段は執行見込額 (22 年度は実績額) である。
- (注2) 前年度増減欄実績の上段()書きは前年度実績額の増減率である。

②業務経費の効率化・削減

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、中期計画の削減目標(前中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ平成23年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

(単位:千円、%)

	(丰四、十四、元								
	亚芹 20 左座		平成 22	2 年度	平成 23	3 年度	前年度		
区分	平成 20 年度	区分		20 年度比	0	20 年度比	増減		
	Α		В	(B/A)	С	(C/A)	(C-B)		
		計画予算	329, 474	▲ 2.0	325, 260	▲ 3. 2	▲ 4, 214		
公健	336, 164	中体	(80.8)		(77. 3)		(▲ 5. 5)		
		実績	266, 107	▲ 20.8	251, 587	▲ 25. 2	▲ 14, 520		
		計画予算	347, 591	▲ 2.0	333, 868	▲ 5. 9	▲ 13, 723		
石綿	354, 648	548 実績	(65. 3)		(62. 1)		(▲8.7)		
			227, 119	▲ 36. 0	207, 310	▲ 41. 5	▲ 19, 809		
		計画予算	677, 528	▲ 12. 7	738, 528	▲ 4. 8	61, 000		
基金	775, 701	実績	(87. 1)		(88. 2)		(110. 4)		
		天根	590, 178	▲ 23. 9	651, 522	▲ 16. 0	61, 344		
		計画予算	317, 169	▲ 2.0	313, 997	▲ 3. 0	▲ 3, 172		
承継	323, 609	宝结	(69.8)		(52. 7)		(▲25. 2)		
		実績	221, 498	▲31.6	165, 613	▲ 48. 8	▲ 55, 885		
		計画予算	1, 671, 762	▲ 6. 6	1, 711, 653	▲ 4. 4	39, 891		
合計	1, 790, 122	実績	(78. 1)		(74. 5)		(▲2. 2)		
				天祺	1, 304, 902	▲ 27. 1	1, 276, 032	▲ 28. 7	▲ 28, 870

- (注 1) 実績欄 B、C の上段() 書きは計画予算に対する執行率、下段は執行見込額(22 年度は実績額)である。
- (注2) 前年度増減欄実績の上段()書きは前年度実績額の増減率である。

なお、各勘定の予算に対する主な減少要因は以下のとおりである。

- ・公健勘定(23 計画予算額-23 実績): ▲74 百万円(325 百万円-252 百万円) 汚染 負荷量賦課金の徴収に必要な業務費(▲32 百万円)及び委託費等(▲22 百万円)の縮 減等のほか、管理費の全体的な経費の節減等(▲18 百万円)。
- 石綿勘定(23 計画予算額-23 実績): ▲127 百万円(334 百万円-207 百万円) 救済

業務における救済給付申請者数が予定より少なかったこと等による全体的な経費の減等(▲97百万円)のほか、管理費の節減等(▲30百万円)。

- ・基金勘定(23 計画予算額-23 実績): ▲87 百万円(739 百万円-652 百万円)助成 事業等における助成金の精算等による減(▲49 百万円)及び広報募金活動におけ る実施件数が予定より少なかったことによる減(▲12 百万円)のほか、管理費等の 全体的な節減等(▲26 百万円)。
- ・承継勘定(23 計画予算額-23 実績): ▲148 百万円(314 百万円-166 百万円) 債権 回収委託費等の縮減等(▲101 百万円)と管理費の全体的な節減等(▲47 百万円)。 (資料 66 予算・決算の概況、経費削減及び効率化目標との関係(資料編 P119))

(5) 随意契約の見直し

①契約に係る競争の推進

契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、「随意契約等見直し計画(平成22年4月策定)以下「見直し計画」という」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付することとした。 平成23年度契約件数は92件、契約金額607百万円の契約を行い、うち競争性のない随意契約は5件、21百万円となっている。

契約の状況 (単位:件、百万円)

区分	平成20年度実績		平成22年度実績		平成23年度実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	128	1, 732	94	668	87	586
うち						
(企画競 争・公募)	(47)	(402)	(38)	(392)	(20)	(214)
競争性の						
ない随意 契約	25	176	4	37	5	21
合計	153	1, 908	98	705	92	607

(注)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第40条の規定に基づき、主務大臣が選任した会計監査人と契約を締結する場合であって、当該会計監査人の選任が、各法人の長が主務大臣あて提出した候補者の名簿により選任された場合における、平成22年度及び23年度の当該契約は「公募」契約として整理している。

競争性のある契約に付した割合

平成 20 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度実績
83.7% (128件)	95.9% (94件)	94.6% (87件)

競争性のない随意契約に付した割合

平成 20 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度実績
16.3% (25件)	4.1% (4件)	5.4% (5件)

また、総務省行政管理局長から要請のあった「独立行政法人の契約の見直しについて」(平成22年5月)の周知を図るとともに、一者応札・応募となった案件については、仕様書等配布を行った者で応札を行わなかった業者に対し理由の聴取を行い、理事会に報告するよう各部に文書で指示する等事後点検を行うなど一層の競争性の確保に努めている。

一者応札・応募の件数

(単位:件)

	平成 20 年度実績		平	平成 22 年度実績		平成 23 年度実績	
		うち一者応札等		うち一者応札等		うち一者応札等	
一般競争		(16.0%)		(5.4%)		(7.5%)	
契約	81	13	56	3	67	5	
企画競争•		(31.9%)		(31.6%)		(30.0%)	
公募	47	15	38	12	20	6	
		(21. 9%)		(16.0%)		(12. 6%)	
計	128	28	94	15	87	11	

②契約に係る審査体制等

- ・ 随意契約(企画競争・公募を含む)を行う場合は、競争性の確保・相互牽制の 観点から、その理由等について経理部で審査を実施している(25件)。
- ・ 当機構では、事業部制により各部で契約することになっており、企画競争・公 募の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から、事業担当部署以外 の部署(経理部等)の者を加えて選定を実施している。
- ・ 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、1,000万円以上について経理担当理事の審査を実施した。
- ・ 一定額(100万円)以上の契約について、毎月理事会に報告・点検し、毎月ホームページで公表している。
- ・ 機構内各部の契約担当者に対し、経理部主催による契約の手続き等の研修を平成 23 年 4 月、平成 24 年 1 月に実施し、周知徹底を図っている。
- 内部監査により、四半期毎に契約に係る事務処理について点検を実施している。

- ・ 平成 23 年 9 月以降、毎月の予算執行状況等について、理事会等で報告を行い、 進捗状況の把握に努めている。
- ③ 情報公開の対象となっている、当機構と関連公益法人等との取引の額が事業収入 に占める額の 1/3 以上で、かつ、当機構の役職員経験者で当該法人の役員等に再就職 している取引先においては該当がない。

(資料 67-1) 平成 23 年度環境再生保全機構の契約の現状他(資料編 P120))

(資料 68 契約監視委員会等の概要について他 (資料編 P130))

(資料 69 「随意契約等見直し計画 (平成 22 年 4 月)」(資料編 P133))

(6) 運用業務の一元化

- ・ 資金運用業務の一元化のため、関係規程の一部改正を行い、各部で行っていた 資金運用業務は、平成23年7月より経理部において行っている。
- ・ 資金の運用業務については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び 運用に関する規程、及び各基金等の性格を踏まえた運用方針等に基づき、安全か つ効率的な運用を行った。
- (7) 監事による入札・契約の適切な実施についてのチェック
 - ① 平成 23 年 6 月に実施された監事による定期監事監査において、「随意契約の適正 化を含めた入札・契約の状況」を重点項目の一つとして監査を受けた。
 - ② 理事会において、監事より入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けた。

(8) ホームページによる情報提供の状況

ユーザーの利便性向上に向けたウェブアクセシビリティ調査を実施し、改善の必要な部分を把握するとともに、ウェブアクセシビリティ向上のためのホームページ 改修等を開始した。なお、ホームページアクセス数については、事業仕分けにおける一部事業の廃止の影響により、大幅に減少したサイトがあり、全体でも減少した。

(参考) トップページアクセス数の推移

(単位:件)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
463, 775	765, 151	732, 227	667, 144

(資料 70 平成 23 年度ホームページのサイト別・月別利用状況 (資料編 P136))

自己点検結果

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、計画を上回る削減となっており、今後も適切な 予算執行に努める。

(2) ラスパイレス指数

毎年、給与水準の低減のための方策を講じてきたことにより順調に低減していたが【114.7(H19)→113.9(H20)→112.1(H21)】、平成 22 年度においては、本俸基準額表の水準を人事院勧告よりさらに切り下げる等の方策を講じたにもかかわらず、指数は 0.7 ポイント上昇する結果となったが、管理職数の削減等により平成 23 年度は前年度より \triangle 3.8 ポイントの低下が見込まれる。

この要因は、管理職層の経年的な年齢上昇(部長職 56.4 歳→57.1 歳、課長職 53.8 歳→54.0 歳)等により、高年齢層の平均給与が上昇したものである。しかし、本俸基準額表の水準を国以上に引き下げた効果は今後現れてくると考えられる。

引き続き、社会一般の情勢に適合した水準に向けた措置を講ずる予定である。

〇平成 22 年度に講じた方策

- ・本俸基準額表の水準を引き下げた(国の平均 0.1%に対し、機構は 0.3%~0.5%引き下げ)。
- ・55 歳を超える管理職員の本俸を 1.5%減額して支給。(国と同率)
- ・賞与支給割合を 0.2 月引き下げた。(国と同率)
- ・管理職数を削減(29 名→27 名)。

(3) 契約に係る競争の推進

競争性のない随意契約5件のうち、1件は平成21年度及び22年度契約監視委員会において類型別整理により、随意契約によることがやむを得ないものとして整理されたものである。それ以外の4件については当該契約の性質が競争を許さないものとして、契約監視委員会において、確認・点検され妥当と判断された。

また、一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会において、点検 を実施したほか、改善方策を平成 24 年 4 月から実施した。

(資料 67-② 一者応札(応募)の取り組み方針 (資料編 P127))

(4) 監事による入札・契約の適正な実施についてのチェック 特段の指摘を受けていないが、今後とも入札・契約の適正な実施に努めていく。

(5) 運用業務の一元化

資金運用業務の一元化によって、各部に分散していた資金運用に係る重複業務を解消するなど事務の効率化に努めた。また、資金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理、運用に関する規程及び各基金等の性格を踏まえた運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用を行うことができた。

3. 業務における環境配慮

平成 23 年度計画の概要

- 平成22年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成・公表。
- 温室効果ガスについて、平成 22~24 年度において平成 18 年度比 3 %削減の達成に向け取り組む。

(参考) 平成 18 年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成 18 年度比 3%削減量 80,403 kg-CO₂

平成 23 年度の重点事項

電気使用量の削減

平成 23 年度の業務実績

(1) 環境報告書の作成・公表

機構における環境配慮の取組等を紹介した「環境報告書 2011」を 9 月 30 日、ホームページで公表した。新たな試みとして、職員の通勤や ERCA の業務活動に伴う二酸化炭素排出量を算出し、同報告書に掲載した。

(2) 電気使用量の削減

入居ビル専有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象とし、以下のように電気 使用量の削減に取り組んだ。

- 執務室内の照明一部取り外し
- ・昼休みや退出時の自主的な部分消灯
- ・執務室エリアの照明のゾーン管理
- ・離席時の PC モニターの電源オフ

また、東日本大震災に伴う夏期におけるピーク時電気使用量の削減のため、機構が自ら実行する具体的な節電対策に関する「節電実行計画」を定め、23 年夏期(7月~9月)に実行した。(目標値 20%以上の減 ⇒ 実績値 25.6%減)

(参考) ※23 年度温室効果ガス量は暫定値

年度	電気使用量	対 18 年度	
十段	电双使用里	増減比	
23	117, 089Kwh	▲ 48. 2%	
22	182, 562Kwh	▲ 19. 2%	
21	185, 982Kwh	▲ 17. 7%	
20	190, 956Kwh	▲ 15.5%	
19	206, 578Kwh	▲8.6%	
18	225, 975Kwh	_	

 温室効果ガス量	対 18 年度
温主効未りへ里	増減比
42, 565Kg-C0 ₂	▲ 48.6%
66, 743Kg-C02	▲ 19.5%
69, 246Kg-CO ₂	▲ 16.5%
78, 358Kg-CO ₂	▲ 5.5%
86, 559Kg-CO ₂	4. 4%
82, 890Kg-CO ₂	_

(3)環境配慮のための実行計画の策定

平成 23 年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、 下記項目について実行計画を定めた。

項目	主な取り組み内容
〇エネルギー(電気使用量の削減)	・執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯するこ
〇省資源(用紙類の使用量削減)	ととし、昼休みには原則、消灯する。
〇節水	・機構の内部向け資料等は、機構内LANに掲載し
〇廃棄物の排出抑制、リサイクル、	て、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少
適正処理	なくする。
Oイベント等の実施における環境	・使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの
配慮	弁当等)の使用や購入を抑制する。
〇グリーン購入の推進	・主催イベント等において包括的に環境配慮を行
〇温室効果ガス排出量の把握	う。
〇役職員に対する啓発	・コピー用紙、印刷物・パンフレット等、名刺、
	その他の紙について、再生紙又は未利用繊維へ

(資料 72 平成 23 年度環境配慮のための実行計画(資料編 P142))

自己点検結果

・ 環境報告書については、写真、図表、コラム等を活かして読みやすさへの一層の配慮 を行い、読み応えと機能性のバランスのあるものを作成・公表することができた。

の転換を図る。

・機構が自ら行なう事務・事業により排出する温 室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。

- ・ 環境報告書に関するアンケートの回答では、企業・団体の環境担当者から「CO₂ 算定など新しい取組を通じて役職員の意識向上に努力されている。」「参考にさせていただきたい。」などの意見があった。
- ・ 夏期におけるピーク時電気使用量の削減については、「節電実行計画」で定めた目標数値を大きく上回って達成することができた。また、夏期以降も引き続き節電を実施した。
- ・ 今年度については温室効果ガス削減目標(平成 22~24 年度において平成 18 年度比 3% 削減)を達成することができた。
- ・ 環境配慮を促すため、電気使用量やごみの排出状況等の結果を周知するとともに自己 チェックリスト(5分野(電気使用量、用紙類の使用量の削減、節水、廃棄物の排出抑制 及びイベント等における環境配慮)26項目)による自己点検を実施したところ、電気使 用量、用紙類使用量の削減及び節水は4点以上/6点、その他は3点台/6点となり、おお むね取組が行われていることが把握できた。

- Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画
- 1. 予算(人件費の見積含む。)
- 2. 収支計画
- 3. 資金計画

平成 23 年度計	計画の概要	
(1)予:	算	
1	総計	別表一1
2	公害健康被害補償予防業務勘定	別表一2
3	石綿健康被害救済業務勘定	別表一3
4	基金勘定	別表-4
5	承継勘定	別表-5
(2)収	支計画	
6	総計	別表一6
7	公害健康被害補償予防業務勘定	別表-7
8	石綿健康被害救済業務勘定	別表-8
9	基金勘定	別表-9
10	承継勘定	別表-10
(3)資	金計画	
11)	総計	別表-11
12	公害健康被害補償予防業務勘定	別表-12
13	石綿健康被害救済業務勘定	別表-13
14)	基金勘定	別表-14
15)	承継勘定	別表-15

23 年度計画予算と実績(概略)

法人総計としての収入は、計画額約 888 億円に比し実績額約 879 億円と約▲8 億円(▲ 0.9%)の減少となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 887 億円に比し実績額約 775 億円と▲約 111 億円(▲12.6%)の減少となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

注) 計数は、四捨五入している。

【法人総計】

(単位:百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	88, 761	87, 913	▲839
支出	88, 687	77, 545	▲ 11, 142

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位:百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	51, 106	48, 938	▲ 2, 168
支出	51, 183	48, 842	▲ 2, 341

収入のうち、賦課金収入が計画に比し 187 百万円増加したものの、納付財源引当金戻入が計画に比し▲2,270 百万円の減少となったこと等による。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位:百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	10, 410	10, 408	▲ 1
支出	10, 355	3, 662	▲ 6, 694

収入は、政府交付金(厚生労働省)で▲95 百万円予定を下回ったものの、石綿健康被害 救済基金の運用等により 93 百万円の増加となったことにより、▲1 百万円の減少となっ たため。

支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったため、

▲6,694 百万円の減少となった。

【基金勘定】

(単位:百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	4, 246	4, 248	3
支出	4, 168	2, 668	▲ 1, 499

収入は、都道府県補助金収入で▲104 百万計画を下回ったものの、運用収入等の増加により計画を上回る実績となった。

支出については、基金業務費で計画に比し▲1,500 百万の減少となっているが、PCB 廃棄物の処理が計画に比し、予定を下回ったため、日本環境安全事業㈱に対する助成金が少なかったこと等のため。

【承継勘定】

(単位:百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	22, 999	24, 328	1, 329
支出	22, 981	22, 373	▲608

収入は、計画に比し 1,329 百万円増加しているが、業務収入(事業資産の譲渡収入及び 貸付回収金)等が計画を 3,975 百万円増加するなどの結果、長期借入金が▲2,800 百万円 減少したこと等による。

支出については、計画に比し借入金が減少したことによる借入金利息等で▲286 百万円 と管理費等で▲322 百万円減少したため。

平成23年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

			<u> 甲位:日万円)</u>
区分	計画額A	実績額B	差額B-A
[収入]			
運営費交付金	1, 929	1, 929	0
国庫補助金	4, 958	4, 948	△10
その他の政府交付金	18, 264	18, 169	△95
都道府県補助金	1, 500	1, 396	△104
長期借入金	2, 800	0	△2, 800
環境再生保全機構債券	5, 000	5, 000	0
業務収入	52, 681	54, 570	1, 889
受託収入	_	9	9
運用収入	1, 323	1, 306	△17
その他収入	306	596	290
計	88, 761	87, 923	△838
[支出]			
業務経費	65, 633	54, 884	△10, 749
公害健康被害補償予防業務経費	50, 861	48, 540	△2, 321
うち人件費	452	330	△122
石綿健康被害救済業務経費	10, 105	3, 444	△6, 662
うち人件費	375	292	△83
基金業務経費	4, 055	2, 566	△1, 489
うち人件費	146	95	△51
承継業務経費	612	335	△277
うち人件費	291	169	△122
受託業務費	_	9	9
借入金等償還	21, 096	21, 096	0
支払利息	1, 105	819	△286
一般管理費	853	736	△117
うち人件費	394	322	△72
計	88, 687	77, 545	△11, 142

(公害健康被害補償予防業務勘定)		(<u>〔単位:百万円〕</u>
区分	計画額A	実績額B	差額B−A
[収入]			
運営費交付金	417	417	0
国庫補助金	258	248	△10
その他の政府交付金	9, 167	9, 167	0
業務収入	40, 225	38, 142	△2, 083
運用収入	1, 025	943	△82
その他収入	13	21	8
計	51, 106	48, 938	△2, 168
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	50, 861	48, 540	△2, 321
うち人件費	452	330	△122
一般管理費	323	302	△20
うち人件費	130	120	△11
計	51, 183	48, 842	△2, 341

別表-3

- 纳伊克拉克北文米农特克

(石綿健康被害救済業務勘定) (<u>〔単位:百万円〕</u>
区分	計画額A	実績額B	差額B−A
[収入]			
その他の政府交付金	9, 097	9, 002	△95
業務収入	1, 258	1, 255	△3
受託収入	_	4	4
その他収入	54	147	93
計	10, 410	10, 408	Δ1
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	10, 105	3, 444	△6, 662
うち人件費	375	292	△82
受託業務費	_	4	4
一般管理費	250	214	△36
うち人件費	147	128	△20
計	10, 355	3, 662	△6, 694

(基金勘定) (単位:百万円)

<u> (</u>			(半世. 日刀口/
区分	計画額A	実績額B	差額B-A
[収入]			
運営費交付金	739	739	0
国庫補助金	1, 500	1, 500	0
都道府県補助金	1, 500	1, 396	△104
運用収入	298	363	65
受託収入	_	5	5
その他収入	209	245	36
計	4, 246	4, 248	3
	4, 240	4, 240	ა
[支出]			
業務経費			
基金業務経費	4, 055	2, 566	△1, 489
うち人件費	146	95	△51
受託業務費	_	5	5
一般管理費	112	97	△15
うち人件費	40	29	Δ11
計	4, 168	2, 668	△1, 499

別表-5

(承継勘定) (単位:百万円)

	T .		+ H · H / J 1 /
区分	計画額A	実績額B	差額B−A
[収入]			
運営費交付金	773	773	0
国庫補助金	3, 200	3, 200	0
長期借入金	2, 800	0	△2, 800
環境再生保全機構債券	5, 000	5, 000	0
業務収入	11, 197	15, 173	3, 975
その他収入	29	182	153
計	22, 999	24, 328	1, 329
[支出]			
業務経費			
承継業務経費	612	335	△277
うち人件費	291	169	△122
借入金等償還	21, 096	21, 096	0
支払利息	1, 105	819	△286
一般管理費	168	122	△45
うち人件費	77	46	△31
計	22, 981	22, 373	△608

⁽注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成23年度収支計画(総計)

(単位:百万円)

	1		<u>、単位:日万円)</u>
区分	計画額A	実績額B	差額B−A
費用の部	74, 949	68, 276	△6, 673
経常費用	74, 949	68, 276	△6, 673
公害健康被害補償予防業務経費	50, 842	48, 660	△2, 183
石綿健康被害救済業務経費	10, 105	3, 469	△6, 636
基金業務経費	4, 055	2, 682	△1, 374
承継業務経費	7, 319	10, 225	2, 907
受託業務費	_	8	8
一般管理費	1, 440	2, 315	875
減価償却費	90	82	Δ8
雑損	_	0	0
財務費用	1, 097	834	△263
収益の部	75, 547	69, 774	△5, 773
経常収益	75, 547 75, 547	69, 774	· ·
運営費交付金収益	2, 015	1, 395	·
国庫補助金収益	258	235	
その他の政府交付金収益	10, 126		
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9, 397	2, 944	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3, 045	1, 758	
業務収入	47, 547	47, 254	,
運用収入	1, 323	1, 309	△14
政府受託収入	1, 020	8	8
その他の収益	86	1, 804	
財務収益	1, 750	2, 090	
ステンスト III	1, 700	2, 030	340
純利益	598	1, 498	900
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90	15	△75
総利益	688	1, 513	

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額A	実績額B	<u> 差額B-A</u>
費用の部	51, 213	48, 897	△2, 316
経常費用	51, 213	48, 897	△2, 316
公害健康被害補償予防業務経費	50, 842	48, 660	△2, 182
補償業務経費	49, 640	47, 620	△2, 020
予防業務経費	1, 202	1, 040	△162
一般管理費	324	203	△121
減価償却費	46	35	△11
雑損	_	0	0
収益の部	51, 123	48, 857	△2, 265
経常収益	51, 123	48, 857	△2, 265
運営費交付金収益	417	339	△78
国庫補助金収益	258	235	△24
その他の政府交付金収益	9, 167	9, 158	△9
業務収入	40, 225	38, 142	△2, 083
資産見返負債戻入	16	17	1
運用収入	1, 025	945	△80
財務収益	13	14	1
雑益	_	5	5
純利益 (△ 純損失)	△90	△40	50
前中期目標期間繰越積立金取崩額	90	15	△75
総利益(△総損失)	0	△25	△25

別表-8

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額A	実績額B	差額B−A
費用の部	10, 386	3, 684	△6, 701
経常費用	10, 386	3, 684	△6, 701
石綿健康被害救済業務経費	10, 105	3, 469	△6, 636
受託業務費	_	4	4
一般管理費	250	176	△74
減価償却費	30	35	4
 収益の部	10, 386	3, 684	△6, 701
経常収益	10, 386	3, 684	△6, 701
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9, 397	2, 944	△6, 453
政府受託収入	_	4	4
その他の政府交付金収益	959	702	△257
資産見返負債戻入	30	35	4
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

(基金勘定) (単位:百万円)

区分	計画額A	実績額B	差額B−A
費用の部	4, 175	2, 745	△1, 429
経常費用	4, 175	2, 745	△1, 429
基金業務経費	4, 055	2, 682	△1, 372
地球環境基金業務費	816	728	△88
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	3, 086	1, 795	△1, 291
維持管理積立金業務費	153	159	6
受託業務費	_	5	5
一般管理費	112	53	△59
減価償却費	7	6	1
収益の部	4, 175	2, 745	△1, 429
経常収益	4, 175	2, 745	△1, 429
運営費交付金収益	825	613	△211
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3, 045	1, 758	△1, 287
地球環境基金運用収益	172	220	48
維持管理積立金運用収益	126	143	17
政府受託収入	_	5	5
資産見返負債戻入	7	6	1
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

別表-10

(承継勘定) (単位:百万円)

区分	計画額A	実績額B	差額B-A
費用の部	9, 176	12, 950	3, 774
経常費用	9, 176	12, 950	3, 774
承継業務費	7, 319	10, 225	2, 907
一般管理費	753	1, 883	1, 130
減価償却費	7	7	0
財務費用	1, 097	834	△263
雑損	_	0	0
収益の部	9, 864	14, 488	4, 624
経常収益	9, 864	14, 488	4, 624
運営費交付金収益	773	443	△330
事業資産譲渡元金収入	7, 322	10, 229	2, 907
資産見返負債戻入	7	7	0
財務収益	1, 737	2, 077	340
雑益	25	1, 732	1, 707
純利益	688	1, 538	850
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0
総利益	688	1, 538	850

⁽注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成23年度資金計画(総計)

(単位:百万円)

			(单位:日万円)
区分	計画額A	実績額B	差額B−A
資金支出	256, 143	317, 306	61, 163
業務活動による支出	71, 132	57, 248	△13, 884
投資活動による支出	86, 542	217, 563	131, 020
財務活動による支出	21, 119	21, 110	Δ8
翌年度への繰越金	77, 351	21, 385	△55, 965
資金収入	256, 143	317, 306	61, 163
業務活動による収入	85, 912	92, 863	6, 951
運営費交付金収入	1, 929	1, 929	0
国庫補助金収入	4, 958	6, 933	1, 975
その他の政府交付金収入	18, 264	18, 163	△101
都道府県補助金収入	1, 500	1, 409	△91
業務収入	49, 296	53, 460	4, 165
受託収入	_	3	3
運用収入	1, 290	1, 493	203
その他の収入	8, 674	9, 472	798
投資活動による収入	120, 254	194, 717	74, 463
財務活動による収入	7, 840	5, 043	△2, 797
前年度よりの繰越金	42, 138	24, 684	△17, 454

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額A	実績額B	差額B-A
資金支出	59, 857	110, 049	50, 191
業務活動による支出	51, 188	48, 884	△2, 304
投資活動による支出	1, 218	60, 183	58, 965
翌年度への繰越金	7, 451	981	△6, 470
資金収入	59, 857	110, 049	50, 191
業務活動による収入	47, 713	47, 869	157
運営費交付金収入	417	417	0
国庫補助金収入	258	233	△25
その他の政府交付金収入	9, 167	9, 161	△6
業務収入	36, 840	37, 051	211
運用収入	1, 017	1, 002	△15
その他の収入	13	5	Δ8
投資活動による収入	1, 200	60, 470	59, 270
前年度よりの繰越金	10, 945	1, 709	△9, 236

別表-13

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

(古师健康队员张历末初龄之)		<u>+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + </u>	
区分	計画額A	実績額B	差額B-A
資金支出	95, 999	91, 840	△4, 159
業務活動による支出	10, 433	3, 514	△6, 919
投資活動による支出	48, 000	86, 412	38, 412
翌年度への繰越金	37, 566	1, 913	△35, 653
資金収入	95, 999	91, 840	△4, 159
業務活動による収入	10, 441	10, 380	△62
その他の政府交付金収入	9, 097	9, 002	△95
地方公共団体等拠出金収入	1, 258	1, 235	△23
受託収入	_	3	3
その他の収入	86	139	53
投資活動による収入	74, 500	79, 702	5, 202
前年度よりの繰越金	11, 058	1, 758	△9, 300

(基金勘定) (単位:百万円)

区分	計画額A	実績額B	差額B−A
資金支出	76, 020	80, 317	4, 297
業務活動による支出	7, 652	3, 427	△4, 225
投資活動による支出	37, 320	58, 866	21, 546
翌年度への繰越金	31, 048	18, 023	△13, 025
資金収入	76, 020	80, 317	4, 296
業務活動による収入	12, 562	15, 231	2, 669
運営費交付金収入	739	739	0
国庫補助金収入	1, 500	3, 500	2, 000
都道府県補助金収入	1, 500	1, 409	△91
運用収入	273	491	217
その他の収入	8, 550	9, 092	543
投資活動による収入	44, 550	44, 640	90
財務活動による収入	40	43	3
前年度よりの繰越金	18, 868	20, 403	1, 535

別表-15

_(承継勘定) (単位:百万円)

区分	計画額A	実績額B	差額B−A
資金支出	24, 266	35, 101	10, 835
業務活動による支出	1, 858	1, 422	△436
投資活動による支出	4	12, 101	12, 097
財務活動による支出	21, 119	21, 110	△8
翌年度への繰越金	1, 285	468	△817
資金収入	24, 266	35, 102	10, 836
業務活動による収入	15, 195	19, 383	4, 187
運営費交付金収入	773	773	0
国庫補助金収入	3, 200	3, 200	0
業務収入	11, 197	15, 174	3, 976
その他の収入	25	236	211
投資活動による収入	4	9, 905	9, 901
財務活動による収入	7, 800	5, 000	△2, 800
前年度よりの繰越金	1, 267	814	△453

⁽注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

財務の状況について

1. 当期総利益

平成23年度の総利益は、1,513百万円であり、その主な発生要因は承継勘定における利息の収支差1,538百万円によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

注) 計数は、四捨五入している。

(単位:百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	▲25	第二種経理等において特定賦課金の収益が少なかったこ
		となどによる損失 (▲63) 及び予防経理における経費の
		縮減等による利益 (38)
石綿勘定	_	_
基金勘定	_	_
承継勘定	1, 538	利息収支差(1,257)及び未収財源措置予定額に係る未収
		利息分等 (281)
計	1, 513	

注) 各勘定における損益構造要因について

- ・公健勘定では、予防経理において基金による運用収入を財源に事業を行う等、損益が発生することとなる。
- ・承継勘定では、貸付金等に係る回収利息と借入金に係る支払利息との差額が生じることにより損益が発生している。
- ・なお、石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を 財源に充てること、また、基金勘定は、運営費交付金による業務運営並びに PCB 廃棄物処理基金等を財源に充てることから、両勘定において損益は発生しない構 造となっている。

2. 利益剰余金

利益剰余金は、前年度末の 110 億 77 百万円に対して、平成 23 年度は、繰越積立金 取崩額 15 百万円、当期積立額 15 億 13 百万円を計上し、当期末残高は 125 億 75 百万 円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位:百万円)

	①22 年度末	②国庫納付	③繰越積立	4 当期積立	23 年度末
		金	金取崩額	額	(1)-2-3+
					4)
公健勘定	909	_	15	▲25	869
石綿勘定	_	_	_	_	_
基金勘定	_	_	_	_	_
承継勘定	10, 167	_	_	1, 538	11, 705
計	11, 077	_	(15)	(1, 513)	12, 575

3. 運営費交付金債務

各勘定の当期の運営費交付金債務残高は、下記のとおり。

(単位:百万円)

	①22 年度末	②当期 増加額	③当期 減少額	23 年度末 (①+②-③)	主な要因
					業務の効率化による経
公健勘定	190	72	_	262	費の縮減等(98)及び
					人件費の縮減等(164)
					業務の効率化による経
基金勘定	367	115	_	482	費の縮減等(267)及び
					人件費の縮減等(215)
					業務の効率化による経
承継勘定	567	329	_	896	費の縮減等 (494) 及び
					人件費の縮減等(402)
計	1, 124	517	_	1, 641	

4. 基金資産の運用実績

独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程、及び各基金等の 性格を踏まえた運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。

(単位:百万円)

基金運用利息

区分	2 3 年度
公害健康被害予防基金	943
地球環境基金	220
計	1, 163

(資料 66 予算・決算の概況、経費削減及び効率化目標との関係(資料編 P119))

(資料 71-①簡潔に要約された財務諸表(法人全体)(資料編 P137))

(資料 71-2)財務情報 財務諸表の概況(資料編 P139))

(資料 71-3事業の説明 財源構造(資料編 P141))

自己点検結果

- ・ 国から財源措置された運営費交付金の使用実績が予定を下回った。
- ・ 資金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程、及び各基金等の性格を踏まえた運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用 を行うことができた。

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

平成 23 年度計画の概要

- 破産更生債権及びこれに準じる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」 という)を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮するために、
 - ①約定弁済先の管理強化
 - ②返済慫慂
 - ③厳正な法的処理
 - 4 迅速な償却処理

に積極的に取組む。

- (ア) 機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動情況を明らかにする。
- (イ) 中期計画期間中に平成20年度末の委託債権残高の2割に相当する債権を新たにサービサー委託することを目指す。
- (ウ) 今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。
- (エ) サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。
- (才) 承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、32 億 円交付されることを予定。

平成 23 年度の重点事項

・個別債権ごとの管理の強化

平成 23 年度業務の実績

(1) 正常債権以外の債権の圧縮のための取組

平成23年度期首からの債権残高の変動及び要因は下記表のとおりである。

平成 23 年度期末の正常債権以外の債権残高は 302 億円であり、平成 23 年度期首 残高 349 億円から 47 億円圧縮した。

(単位:百万円)

債権残高変動状況表

債 権 区 分	H23 年度	回収	償 却	移入	移 出	H23 年度
頂惟区方	期首残高					期末残高
破産更生債権等	3, 799	420	50	418	0	3, 747
貸倒懸念債権	31, 094	3, 036	1, 217	0	435	26, 407
小 計	34, 893	3, 456	1, 267	418	435	30, 153
一般債権	54, 929	9, 506	0	17	0	45, 440
合 計	89, 823	12, 962	1, 267	435	435	75, 594

① 正常債権以外の債権を圧縮した主な要因は、回収が 3,456 百万円、貸倒償却適

状となった債権 1,267 百万円を償却したことによるものである。さらに債務超過 状態が解消したため、貸倒懸念債権から一般債権に移出したものが 17 百万円あっ た。なお、一般債権から正常債権以外の債権への移出はなかった。

- ② 一般債権から延滞が発生した場合、迅速に現地調査等を行い、延滞解消の目処を見極めることとしている。平成22年度において東日本大震災及び原発事故により延滞が発生した1件については、一旦平成23年5月に延滞は解消したものの、平成23年9月の償還で再度延滞が発生した。平成23年7月及び平成24年2月に避難先でヒアリングを行った結果、平成24年3月に延滞は解消したものの、施設が福島第一原発から3キロ圏内にあり、事業再開の目処が立たたず、返済についても不確実であることから、前年度に引き続き貸倒懸念債権に区分することとした。
- ③ 東日本大震災に伴う液状化現象により工場施設が被災した 4 社から、償還猶予等の条件変更申請があり、現地調査を行い検討した結果、4 社の条件変更を承認した。4 社のうち、3 社については履行状況は正常であったが、債務超過であったため、貸倒懸念債権に区分されていたものであり、残る1 社は一般債権であったが、条件変更の内容は償還額の増額による償還期間の短縮(20年→17年)であったことから、新たな正常債権以外の債権は発生しなかった。
- ④ 法的処理は、平成 23 年度期首で競売等合計 9 件、平成 23 年度中に新たに処理 に着手したものが 3 件、競売終結等により終了したものが 6 件で、平成 23 年度末 で係属中の法的処理事案は、競売等 6 件となった。
- ⑤ 貸倒償却に関しては、償却適状となった 7 件について 1,267 百万円の貸倒償却 を実施した。

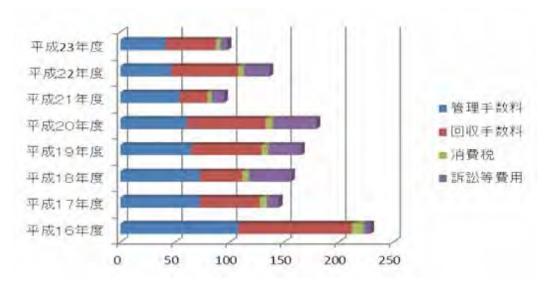
(2) サービサー委託債権からの回収

サービサー委託債権からの回収額は、元利合計額で、1,932 百万円で、委託費は98 百万円であった。

(参考1) サービサーへの委託費と委託債権からの回収額

年度	委託費 A	委託債権からの 回収額B(元利合計)	B/A
平成 23 年度	0.98億円	19.3億円	19.7倍
平成 22 年度	1.4 億円	14.1億円	10.1倍
平成 21 年度	0.9億円	12.0 億円	13.3倍
平成 20 年度	1.8億円	20.1億円	11. 2 倍
平成 19 年度	1.7億円	27.6億円	16.2倍
平成 18 年度	1.6億円	16.3億円	10. 2 倍
平成 17 年度	1.4億円	18.8億円	13.4倍
平成 16 年度	2.3億円	35.9 億円	15.6倍

サービサー委託費内訳



サービサーによる回収額は、元利金の残高を一括回収する等で前年度を上回ったが、サービサー委託費は前年度の 1.4 億円から 0.4 億円減少した。これは前年度にはあった無担保債権からの回収(回収手数料率 50%)がなく、通常の回収手数料率 (2%~3%) となったためである。

(3) サービサーへの新規委託等

預金保険法の改正により整理回収機構は、平成23年度をもって民間サービサー業務を廃止することとなった。これを受けて、これまで整理回収機構に債権管理回収業務を委託していた21社を関東地区と関西地区に分け、他のサービサー(総合評価方式による入札にて決定。)に委託した。

長期延滞、不定期償還を繰り返している 1 社(債権残高 2 億円)を新規に委託したため、委託債権額は平成 22 年度までに新規委託した債権残高 21 億円を含めると 23 億円となり、中期計画期間中における数値目標に対する達成率は 82%となった(数値目標 28 億円)。

また、競売等の終結により今後回収が見込めない債務者 4 社について、委託を解除した。

(4) 資金調達状況

自助努力による資金調達として、債券発行 50 億円を予定どおり行った。回収が好調であったため、政府保証民間借入金は調達せずに財投借入金等の償還を円滑・確実に行った。

(5)補助金交付状況

平成23度において債権管理回収業務補助金32億円が予定どおり交付された。

自己点検結果

正常債権以外の債権の状態及び取組状況を可視化し、延滞発生時の初期動作等に重点的な取組を行うこと等、個別債権の監視強化により、正常債権以外の債権の圧縮を図った。この結果、回収額は35億円(平成22度36億円)となった。一般債権から正常債権以外の債権に移入したものもなく、この結果、正常債権以外の債権残高を300億円以下とする中期計画に対して、計画3年目である平成23年度末において302億円と目前に迫ることができた。

また、サービサーの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成20年度期末の委託債権残高の2割(28億円)を数値目標としているが、新たに2億円の新規委託を行い、目標の82%まで達成した。

東日本大震災や景気低迷等の影響による新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況が続いており、個別債権の管理を今後とも厳格に行っていくことが肝要と考えている。

Ⅳ 短期借入金の限度額

平成 23 年度計画の概要

● 短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円。

平成 23 年度の重点事項

・資金の計画的、機動的な管理

平成 23 年度業務の実績

短期借入金の借入状況

平成 23 年度の借入金残高の最高額は、1,900 百万円であり、限度額の 18,600 百万円 範囲内であった。

借入期間 平成 23 年 9 月 15 日~平成 23 年 9 月 21 日 (借入金額 1,000 百万円) 借入期間 平成 23 年 9 月 16 日~平成 23 年 9 月 21 日 (借入金額 900 百万円)

自己点検結果

・ 資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年4回(5月、9月、11月、3月)の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

V 重要な財産の処分等に関する計画

平成 23 年度計画の概要

● 戸塚宿舎の処分に向けた準備を進める。

平成 23 度の重点事項

・ 戸塚宿舎の国庫納付に向けた準備を進める。

平成 23 年度業務実績

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、戸塚宿舎については、第2期中期計画期間中(~平成25年度)に国庫納付することとされているところであり、不要財産の国庫納付に向け、国道建設予定敷地としてその宿舎敷地の使用を検討している国交省建設事務所や財務省との意見交換等の調整を行う等以下の取組を行った。

- ① 平成23年5月に国庫納付する上で、あらかじめ必要とされる環境汚染物質(土壌汚染、アスベスト)調査を終えた。この結果、土壌汚染及びアスベストの可能性は極めて低いと評価された。
- ② 不法侵入等の防止面から8月に敷地入口の金網フェンス設置及び建物への階段出入口の封鎖工事を実施した。
- ③ 平成24年2月に財務省、環境省及び当機構で国庫納付に向けた事前調整を行った。 その結果、国庫納付の窓口となる関東財務局横浜財務事務所に資料一式が回付され、 現地確認が行われることとなった。

自己点検結果

土壌汚染の可能性調査を終え、理財局と国庫納付に向けた調整を行い、横浜財務事務 所の現地確認の予定を取り付けたことで、国庫納付の具体化に向けて前進することがで きた。

VI 剰余金の使途

平成 23 年度計画の概要	
なし	

WI その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

平成 23 年度計画の概要

なし

2. 人事に関する計画

平成 23 年度計画の概要

- 事業管理部の常勤職員数1名を削減。
- 職員研修計画に基づく各種研修を実施。
- 人事評価制度の評価結果を人事及び給与等に反映。

人員に関する指標

- 期初の常勤職員数 144 人
- ・平成23年度中に1人削減

平成 23 年度の重点事項

- ・職員の士気を高める研修の実施
- 人事評価制度の見直し

平成 23 年度の業務実績

(1)人員の削減

事業管理部において、業務分担等を見直すとともに、常勤職員数1名を削減した。

(2) 各種研修の実施

- ① 必要な知識・技術の取得、能力開発を目的として、研修を実施するとともに、外部研修に職員を派遣した。主な研修は以下のとおり。
- ア. 新たに実施した研修

業務運営の効率化に資するため、統計処理、簿記資格に関する研修を実施した。 なお、簿記通信講座受講者4名のうち簿記2級に1名、3級に1名が合格した。

- ・総務省統計センター統計研修「PC を用いた統計入門」(平成 23 年 10 月、平成 24 年 1 月)
- 簿記 2 級 WEB 通信講座、簿記 3 級 WEB 通信講座(平成 23 年 10 月~平成 24 年 2 月)
- イ. 階層別研修(平成24年1月)

区分	ねらい	研修内容		
課長	業務のリスクを把握・認識	リスクの予測と評価、予防策		
	し、未然防止可能な管理能力を	と発生時の対策、組織的なリス		
	取得する。	ク管理		
課長代理	成果を上げる組織に必要な	業務管理、部下指導・育成、		
	管理スキルを身につける。	リスク管理、目標管理		
調査役・係長	身の回りの改善を職場全体	「5S※1」や身近な例をもとに		
	の改善へ広げる。	した改善のプロセス		
係員	業務改善につながるファイ	文書ファイリングの作法、ル		
	リング法を身につける。	ール決めの基本、ポイント		

※1. 5Sとは、整理、整頓、清掃、清潔、躾

・平成23年4月に主任に昇格した者を対象に、新任主任研修を実施した(平成23年4月)。

ウ. E ラーニング

- E ラーニング (個人情報保護、セルフケアによるメンタルヘルス、エクセル活用テクニック) 講座 (平成 23 年 11 月~平成 24 年 3 月)
- ② 環境行政の専門研修の参加者による報告会 研修参加者の研修効果の向上を図るとともに、研修の成果を役職員の前で報告 し、組織内で情報共有を行った。
- ③ 職員の自己啓発の推進

職員の自己啓発推進に向けた取組として、「通学・通信講座」を受講しやすい仕組みを設けた。

(資料 73 平成 23 年度職員研修実績(資料編 P147))

(3) 人事評価制度の見直し

平成22年度の業務評価結果及び平成22年度下半期発揮能力評価の結果を踏まえ、 平成23年4月の昇格及び昇給並びに平成23年6月期の賞与に反映した。

平成23年6月に人事評価制度マニュアルを改正し、各業務についてのウエイト設定を設けるとともに、発揮能力評価については、能力の発揮状況をより正確に計るため評価期間を半年から通年にした。

また、管理者と職員の目標の共有化及び進捗状況の確認のため、策定時及び評価 実施時(3月)の面談に加え中間期の10月に中間フォロー面談を実施し、評価結果 については評価者から被評価者へフィードバックを行った。

自己点検結果

- ・ 研修については、内部統制の強化や職員の知識及び士気の向上を図るため、各種研修 を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員を派遣することができた。
- ・ 階層別研修では、リスクマネジメントを中心に実施したことで、リスクの管理とリスクマネジメントの本質及び基本となるコンプライアンス等について再認識できた。
- ・ また、E ラーニングによる研修を本格的に実施するとともに、一定の条件の下で資格取得者の受験料を機構が負担することとし、職員の学習意欲の促進につなげることができた。
- ・ 人事評価において、業務計画における重点課題・定常課題毎にウエイト付けをすることにより、職員ごとに異なる業務への関わり方を反映しやすくすることで評価結果を人事及び給与へより適切に反映させることができた。

3. 積立金の処分に関する事項

積立金の処分に関する事項

平成 23 年度計画の概要

● 前中期目標期間より繰り越した積立金について、公害健康被害予防事業等の財源に充てることとする。

平成 23 年度の重点事項

自己収入で取得した固定資産の減価償却見合いの金額を取り崩す。

平成 23 年度の業務実績

減価償却見合いの金額 15,167 千円を取り崩した。

自己点検結果

なし

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項
平成 23 年度計画の概要
なし

<参考>年度計画数値目標達成状況一覧

年度計画に定められた数値目標一覧		平成22年度 実績	平成23年度 実績	備 考
●国民サービスの向上				
<公害健康被害補償業務>				
汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上の維持		99.98%	99.98%	申告額 37,022,564 千円 収納額 37,016,865 千円
一定規模以上の主要業種の工場・事業場に 対し、平成20年度比50%増の実地調査の実 施		63.15%増	65.8%増	20年度実績 38 工場 23年度実績 63 工場
徴収業務に係る委託業務契約(民間競争入 札)において、平成20年度実績に比し7%以 上の削減		8.46%	8.45%	20年度実績 195,561,047 円 23年度実績 179,042,971 円
<公害健康被害予防事業>	<公害健康被害予防事業>			
調査研究課題の採択は、外部の	環境保 健分野	60日	30日	
有識者による評価を行い、公募の 締切日から60日以内に決定	環境改 善分野	46日	57日	
アンケート調査を実施し、回答者 のうち80%以上の者から5段階評 価で上から2段階までの評価を得 る。	知識 普及	90.8%	91.8%	
	研修	96.1%	95.4%	
<地球環境基金部>				
助成金の支給についての支払申請書受付 から支払までの1件当たりの平均処理期間 は4週間以内		25.41日	25.30日	
研修受講者に対するアンケート調査の有効 回答者のうち80%以上から「有意義であっ た」との評価を得る。		98.6%	99.20%	
●その他				
常勤職員数1名の削減		(事業管理部) 1名削減	(事業管理部) 1名削減	